

第三次寝屋川市地域福祉計画 活動・事業進捗管理

みんながつながる地域福祉プラン

【平成29年10月末時点】



目 次

| 計画区分 | 計画における活動・事業 | | ページ |
|---------|------------------|----------------------------|-------------|
| 1-(1) | 1 生活の“困りごと”に対応する | (1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実 | P. 1-P. 4 |
| 1-(2) | | (2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 | P. 5-P. 6 |
| 1-(3) | | (3) 住まいの支援の充実 | P. 6-P. 7 |
| 2-(4) | 2 ニーズに気付き、支援につなぐ | (4) ニーズの把握 | P. 7 |
| 2-(5) | | (5) 相談窓口とネットワークの充実 | P. 7-P. 8 |
| 2-(6) | | (6) 問題を解決する仕組みの充実 | P. 9 |
| 3-(7) | 3 地域福祉を知る、学ぶ | (7) 情報伝達の充実 | P. 9-P. 11 |
| 3-(8) | | (8) 学習と話合いの推進 | P. 11 |
| 4-(9) | 4 健康と生きがいを高める | (9) 健康づくりと介護予防の推進 | P. 11-P. 13 |
| 4-(10) | | (10) 生きがいづくりの推進 | P. 13 |
| 5-(11) | 5 地域福祉の担い手を充実する | (11) 地域福祉活動の担い手の充実 | P. 13-P. 14 |
| 5-(12) | | (12) 福祉サービス等の従事者の確保 | P. 14 |
| 6-(13) | 6 地域福祉活動を支える | (13) 地域福祉活動への支援の推進 | P. 15-P. 16 |
| 7-(14) | 7 一人一人の権利を守る | (14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進 | P. 16-P. 19 |
| 7-(15) | | (15) サービスや活動の質の向上 | P. 20 |
| 8-(16) | 8 地域のつながりを広げる | (16) 地域のつながりづくりの推進 | P. 20-P. 21 |
| 9-(17) | 9 快適で安全なまちをつくる | (17) ユニバーサルデザインのまちづくり | P. 21-P. 23 |
| 9-(18) | | (18) 安全なまちづくり | P. 23-P. 29 |
| 10-(19) | 10 地域福祉をみんなで進める | (19) 協働で進める仕組みの充実 | P. 29 |
| 10-(20) | | (20) 計画を推進する仕組みの充実 | P. 30-P. 31 |
| 先導的取組事項 | | | P. 32-P. 56 |

※ 内容については、平成29年10月末時点での平成29年度の取組内容、その課題等を取りまとめたものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|-------------------------------------|------|-------|--|--|------|-----------------|
| 1 | 1-(1) | 食育推進計画の推進 | | 健康推進室 | <p>第2次食育推進計画に基づき、食育推進教室、食育推進講座等を実施し、食育について周知・啓発を図る。</p> <p>市民の健康増進を総合的に推進するため、食育推進計画など、本市の健康に関する施策を包含した「(仮称)健康増進計画(平成30年度～平成34年度)」を策定する。</p> | <p>「お弁当箱バランス」の周知のため、引き続きPRグッズ(クリアファイル)を作成し、配布する。</p> <p>食育推進事業の進捗を管理し、情報を共有するため、食育推進関係機関会議を開催する。</p> | — | |
| 2 | 1-(1) | 高齢者保健福祉計画の推進 | | 高齢介護室 | 高齢者保健福祉計画(2018～2020)を策定する。 | 高齢者保健福祉計画推進委員会等での意見を踏まえ、高齢者保健福祉計画(2018～2020)を策定する。 | — | 健康推進室 |
| 3 | 1-(1) | 高齢者見守りネットワーク推進事業の実施 | | 高齢介護室 | 福祉事業所だけでなく、新聞販売店等とも連携し、見守りネットワークの充実を図る。 | 引き続き、連携先を増やし、見守り体制の強化を図る。 | — | |
| 4 | 1-(1) | 高齢者の居場所づくり(街かどデイハウス) | | 高齢介護室 | <p>介護予防事業を推進するため、市民に広く周知し、希望者を募って介護予防の取組を実施する。</p> <p>また、高齢者が集まる場所や機会を始め、地域で活動している様々なグループを積極的に活用して介護予防の取組を普及するなど、相乗効果を図りながら実施する。</p> | 本事業は大阪府の交付金が主な運営財源であるため、安定した運営基盤を確保する。 | — | |
| 5 | 1-(1) | 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)の実施 | ◎ | 高齢介護室 | 高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施するとともに、地域の実状を踏まえた事業展開を検討する。 | 介護予防・生活支援サービス事業の実績管理、分析を行い、効果的・効率的な事業実施・事業展開を図る。 | H32 | |
| 6 | 1-(1) | 障害福祉計画の推進 | | 障害福祉課 | 障害者計画等推進委員会を開催(年5回)、ニーズ調査を実施し、第3次障害者長期計画及び第5期障害福祉計画を策定する。 | <p>ニーズ調査結果の分析、当事者団体へのヒアリング等を行い、課題の抽出や計画策定について意見を聴取する。</p> <p>また、法改正、制度の見直し、国・府の動向等を把握する。</p> | — | 子育て支援課 教育指導課 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|----------------|-----------------------------------|------|---------|--|--|------|---|
| 7 | 1-(1) | 子ども用補聴器電池交換費用助成事業の実施 | ◎ | 障害福祉課 | 子育て支援の一環として、身体障害者手帳を所持する児童又は身体障害者手帳の交付対象とならない中度の難聴児を養育している家庭に対し、補聴器乾電池の交換費用の一部を助成することで、難聴児養育家庭の経済的負担を軽減する。 | より多くの利用者に制度を理解してもらうため、市広報誌、市ホームページ等により周知を図る。 | H29 | |
| 8 | 1-(1) | 子ども・子育て支援事業計画の推進 | | こどもを守る課 | 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を推進するため、関係課の具体的な施策の進行状況を把握するとともに、子ども・子育て会議において施策の実施状況の点検・評価を行う。 また、平成29年度が計画の中間年度に当たることから、計画の見直しを行う。 | 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議において、施策の実施状況の点検・評価を実施する。 また、計画の見直しについては、見直しに係る項目及び方法について、国及び他市の動向を注視し、関係課と情報共有を図りながら、適切に対応する。 | — | 障害福祉課 保育課 子育て支援課 学務課 青少年課 等 |
| 9 | 1-(1) | マイ保育所事業の推進 | | 子育て支援課 | 妊娠期から支援できるよう、情報提供等の手法を工夫し、妊娠中の人の事業周知を進める。 | 母子健康手帳の交付時に、マイ保育所事業の案内チラシを配布する。 | — | 保育課 |
| 10 | 1-(1) 2-(5) | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（寝屋川版「ネウボラ」） | | 子育て支援課 | 様々な子育て支援事業と連携し、総合的・包括的に妊娠期から子育て期に切れ目のない支援を行う、子育て世代包括支援センターの設置に向け、効果的な運営のために必要な職種、実施内容等を検討する。 | 他市における子育て世代包括支援センターの運営状況等を参考に、設置に向けた検討を行う。 | H30 | |
| 11 | 1-(1) | ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン配布事業の実施 | ◎ | 子育て支援課 | 子育てをしている保護者が、一時預かり事業等の子育て支援事業を利用し、リフレッシュを図りながら、笑顔で子育てができるよう、「ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン」を配布し、子育て家庭への更なる支援の充実を図る。 | ・ 平成29年10月1日配布、利用開始。 ・ 市広報誌、市ホームページ、対象者の集まる市内保育所等へのPRポスターの掲示等で周知し、利用促進を図る。 | H29 | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|---------------------------------|------|------|--|---|------|-------|
| 12 | 1-(1) | 児童受入促進事業の実施（待機児童ZEROプラン） | ◎ | 保育課 | <p>年度途中の児童の受入れを促進するため、受入れが見込める民間保育所等及び市立保育所に配置基準の数を上回る保育士1人を配置する。</p> <p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所等 配置基準を上回る保育士1人分の人事費を補助 【補助上限額：月額 300,000円】 ・市立保育所 各保育所にアルバイト保育士1人配置 | <p>年度途中の積極的な児童の受入れを促進するため、常時配置基準を上回る保育士1人を配置することから、民間保育所等に保育士広域募集支援事業補助金等の活用を促し、積極的な保育士確保を図る。</p> | H33 | |
| 13 | 1-(1) | 保育士待遇改善事業の実施（待機児童ZEROプラン） | ◎ | 保育課 | <p>保育士の確保及び職場への定着を図るために、市独自で保育士の待遇改善事業を期間限定で実施する。</p> <p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所等 平成29年度から平成31年度までの間に初めて市内で正規職員として採用された保育士に対する補助 ＜月額＞1年目：15,000円、2年目：8,000円、3年目：3,000円 ・市立保育所 保育士（アルバイト職員）の賃金単価加算予定 | <p>市単独で保育士の待遇改善を行うことで、保育士確保及び職場への定着を図るとともに、年間を通じた待機児童解消につなげるため、本事業の積極的なPRを行う。</p> | H33 | |
| 14 | 1-(1) | 保育士宿舎借り上げ支援事業の実施（待機児童ZEROプラン） | ◎ | 保育課 | <p>保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舎の費用を補助する。</p> <p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助単価 1戸当たり 月額 61,500円（上限） | <p>民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舎に保育士が入居した場合に補助を行うことで、保育士が働きやすい職場環境の充実に努める。</p> <p>また、現在、市外に在住・在勤する保育士が市内保育所等で勤務するよう、本事業の積極的なPRを行い、保育士の確保を図る。</p> | H33 | |
| 15 | 1-(1) | 保育士広域募集支援事業補助事業の実施（待機児童ZEROプラン） | ◎ | 保育課 | <p>市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内七市以外の地域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加を支援する。</p> <p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1／2（1回当たり 上限20,000円） | <p>市内で保育士が勤務先を変更するなどの事例では、市全体としての待機児童対策にはつながらないことから、より広域で保育士の確保を図るため、民間保育所等が実施する保育士募集等を支援する。</p> | H33 | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|------------------|------|---------|---|---|------|---------|
| 16 | 1-(1) | 待機児童ZEROプランPRの実施 | ◎ | 保育課 | <p>「待機児童ZEROプラン」を様々な手法により広域で情報発信し、保育士の確保を図る。</p> <p>〈概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京阪京橋駅デジタルサイネージの放映 ・京阪電車駅ポスターの掲示 ・待機児童ZEROプランPR用ポスターの作成 ・保育士募集求人広告（冊子、折込広告チラシ）の活用 | <p>近隣市においても、積極的な待機児童対策が予定されており、今後、更なる保育士不足が懸念されることから、待機児童ZEROプランの知名度を高め、市内保育所における保育士の確保を図る。</p> | H33 | |
| 17 | 1-(1) | 留守家庭児童会の体制整備 | | 青少年課 | <p>小学1年生から6年生までの就学児童を対象に、放課後の余裕教室等を利用した遊び、学び、生活の場の提供を通じて、児童の自主性、創造性、基本的な生活習慣の確立、健全な育成等を図る。</p> | <p>事故発生時の緊急対応について周知徹底を図るとともに、入会児童数に応じた余裕教室の確保や安全に配慮した備品等の確保に努める。</p> | H29 | |
| 18 | 1-(1) | まちかど福祉相談所の開設 | | 社会福祉協議会 | <p>地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内13か所）の取組を進める。</p> <p>また、校区の状況に応じて、出張まちかど福祉相談所の取組を進める。</p> | <p>多くの市民が、まちかど福祉相談所を活用できるよう、相談の機会を絶え間なく提供するとともに、広報活動を強化する。</p> | — | |
| 19 | 1-(1) | 公益活動支援公募補助金事業の実施 | | 企画政策課 | <p>市民団体等が自主的・自発的・主体的に行う、公共の福祉の向上及び市民の利益の増進につながり、かつ、公益上の必要性が認められる事業に対し、公益活動支援公募補助金を交付する。</p> | <p>公募補助金の申請件数については、伸び悩みがみられることから、今後更なる制度の周知や啓発を図るとともに、市民団体等が活用しやすい制度の見直しについて調査・研究する。</p> | — | |
| 20 | 1-(1) | 小地域ネットワーク事業の支援 | | 福祉総務課 | <p>社会福祉協議会が行う小地域ネットワーク事業の円滑な運営を支援するため、社会福祉協議会に対し、校区福祉委員会活動助成金等に係る補助金を交付する。</p> | <p>地域の高齢者、障害者、子育て中の親など、支援を必要とする人が安心して生活できるよう、引き続き、社会福祉協議会が行う小地域ネットワーク事業を支援する。</p> | — | 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|------------------------|------|---------|--|--|------|--|
| 21 | 1-(2) | 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施 | | 保護課 | 自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施し、生活困窮者の支援を行う。 | 生活困窮世帯の多くは複合的な要因が重なり合っており、関係課、ハローワーク、保健所等との連携が不可欠であるため、支援調整会議等で連携しながら、生活困窮者への支援を行う。 | — | こどもを守る課 青少年課 社会福祉協議会 |
| 22 | 1-(2) | 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施 | ○ | 社会福祉協議会 | 地域における生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて個別支援計画を策定するなど、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行う。 | 生活困窮者を早期発見・早期対応できる体制を構築するため、市の窓口（府内連携）や関係機関との連携を強化する方策について検討する。 また、地域貢献委員会と連携して行う生活困窮者に対する食料・給食支援や、関係機関等との連携強化について検討する。 | — | 保護課 |
| 23 | 1-(2) | 生活保護適正化事業の実施 | | 保護課 | 市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。 | 生活保護の適正化を進めるに当たっては、市民からより多くの情報を提供してもらう必要があるため、市広報誌や市ホームページにより周知を図る。 | — | |
| 24 | 1-(2) | 就労支援事業の推進 | | 産業振興室 | ねやがわシティ・ステーション内の地域就労支援センターにおいて、就職困難者に対して就労相談を実施する。 また、併設されたハローワーク枚方職業紹介コーナー等の関係機関と連携し、就労支援事業を実施する。 | 若者、女性、高齢者、障害者等が気軽に求職活動を行えるよう、就労支援コーディネーターによる就労相談やハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行う。 | — | 人権文化課 高齢介護室 障害福祉課 こどもを守る課 青少年課 |
| 25 | 1-(2) | 就労支援事業の推進 | | 保護課 | 就労による自立を図るため、福祉事務所内ハローワーク「就労支援ねやがわ」や無料職業紹介所を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。 | 就労支援の結果、就労につながるも短期間で離職する事例があるため、就労後の継続的な面談等を実施する。 | — | 産業振興室 社会福祉協議会 |
| 26 | 1-(2) | 就労支援事業の推進 | | 障害福祉課 | ・障害者の市庁舎内実習について、職域の拡大、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・就職者、就労支援事業所、企業の発表、企業面接会の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。 | ・市庁舎内実習を継続し、一般就労及び就労移行事業所の周知・啓発を図る。 ・支援者、企業、当事者が連携してエル・ガイダンスを実施する。 ・生活困窮者支援を活用し、就労支援及び緊急での生活困窮者への対応を進める。 | — | 産業振興室 保護課 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|------------------|---------------------------------------|------|---------|---|--|------|---------------------------------|
| 27 | 1-(2) | 就労支援事業の推進 | | 社会福祉協議会 | 就労能力及び就労意欲のある人が、早期に就労できるよう、福祉事務所内ハローワーク「就労支援ねやがわ」の活用を積極的に行うとともに、社会福祉協議会の就労支援員の支援の下、一般職業適性検査を実施する。 また、生活習慣の形成、社会参加、職場体験等のプロセスが必要な人に対し、就労準備支援事業による支援を行う。 | 多種多様なケースに対する支援を行うため、就労先の開拓等について、関係機関等と連携して取り組む。 そのために、地域貢献委員会と連携して行う就労体験の実施やボランティアセンター等を活用した社会参加の機会を提供する。 | — | 産業振興室 保護課 障害福祉課 ハローワーク |
| 28 | 1-(2) | 生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施 | | 保護課 | 青少年の居場所（市内2か所）の自習室を活用し、生活困窮世帯の中学校3年生の希望者を対象に、学習支援を週1回実施する。 | 学習習慣の定着には、子どもへの地道な働きかけと同時に家庭への支援が重要なことも多く、両者のバランスを見ながら支援を行う。 | — | こどもを守る課 青少年課 社会福祉協議会 |
| 29 | 1-(2) 9-(17) | 高齢者交通系ICカード購入補助事業の実施（旧高齢者バスカード購入補助事業） | ◎ | 高齢介護室 | 交通系ICカードの購入費用に対する補助を行い、高齢者の外出を促すことで、介護予防、閉じこもり防止を図る。 | 事業の周知により、高齢者の外出を促し、社会参加を促進する。 | H29 | |
| 30 | 1-(2) 10-(19) | 障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業 | | 障害福祉課 | 障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、障害者のスポーツ振興を図るために、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会への参加、障害者ボウリング大会を実施する。 | ・平成29年8月6日に障害者ボウリング大会をなわけボウルで実施する。 ・平成29年10月21日に守口スポーツセンター（守口市民体育館）で開催される、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会に北河内7市（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、守口市、門真市）で開催する。 | — | |
| 31 | 1-(2) 9-(17) | 移動支援事業の実施 | | 障害福祉課 | 屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を促進する。 | 個々の状況を踏まえつつ、基準に基づき、適正な支給決定を行う。 また、要綱等に基づき、適切に事業を実施する。 | — | |
| 32 | 1-(3) | 地域生活を支援する住宅や居住型の施設の整備の推進 | | 高齢介護室 | 認知症高齢者や一人暮らし高齢者が、できる限り住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域密着型サービスを始めとした施設整備を進める。 | 今後も高齢者保健福祉計画に基づき、適切に地域密着型サービスを始めとした施設整備を進める。 | — | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|----------------|--|------|---------|--|--|------|---------|
| 33 | 1-(3) | 重度障害者住宅改造助成事業の実施 | | 障害福祉課 | 重度（身体1・2級、体幹機能3級、下肢機能3級、療育A）障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住宅改造費用の一部を助成する。 | 住宅改造費用に対し適切に助成するため、職員の資質向上のための学習機会の確保や、事業に必要な情報を収集するとともに、建築関係課等との連携強化を図る。 | — | |
| 34 | 2-(4) | 地域での見守り・声かけなどによるニーズの把握 | | 社会福祉協議会 | 校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援するため、企業、事業所等と連携した見守り活動の実施に向けた支援を行う。 | 校区福祉委員会による見守り活動で把握した福祉ニーズや課題を、社会福祉協議会及び関係機関に適切に情報伝達するため、校区福祉委員会内の情報伝達方法の確立に向けた支援を行う。 | — | |
| 35 | 2-(4) | 地域協働協議会による福祉に関する地域課題の把握 | | 市民活動振興室 | 地域協働協議会による住民懇談会の開催、地域協働協議会が行う高齢者の見守り活動、認知症に対応するQRコード事業等の取組について、市及び各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、協議会が行う活動・事業を支援する。 | 地域協働協議会関係者会議等により、各小学校区の取組、先進事例等について情報共有し、地域の課題を地域で解決する地域協働協議会の取組を支援する。 | — | 社会福祉協議会 |
| 36 | 2-(5) | 地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口等）の運営 | | 高齢介護室 | 各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。 | 引き続き、地域住民に地域包括支援センターの取組等を周知するとともに、地域のネットワーク構築を推進する。 | — | |
| 37 | 1-(1) 2-(5) | 高齢者見守りネットワーク推進事業（再掲）、認知症地域支援体制まちづくり事業の実施 | | 高齢介護室 | 福祉事業所だけでなく、新聞販売店等とも連携し、見守りネットワークの充実を図る。また、認知症の早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発などを実施し、総合的かつ継続的な認知症支援体制を確立する。 | 引き続き、連携先を増やし、見守り体制の強化を図る。 | — | |
| 38 | 2-(5) | 在宅医療・介護連携推進事業の実施 | ○ | 高齢介護室 | 最期まで住み慣れた地域で生活を継続できるよう、看護師等を配置した在宅医療・介護連携推進拠点を設置し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための医療機関、介護事業者等の連携を推進する。 | 在宅医療・介護連携に関する現状把握、課題抽出を行うため、関係機関のネットワークを構築する。 | — | |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|----------------|-----------------------------------|------|---------|--|--|------|-------|
| 39 | 2-(5) | 基幹相談支援センターの機能の充実 | | 障害福祉課 | 障害者のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。 | 複合した問題を抱えるケース、虐待通報・相談、病院からの地域移行等の相談件数の増加や困難事例の増大に対応するため、基幹相談支援センター等機能強化事業を委託する事業所との連携を強化する。 また、特定相談支援事業所に働きかけ一般相談支援事業所の指定数増加を促し、相談機能の充実を図る。 | — | |
| 40 | 1-(1) 2-(5) | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（寝屋川版「ネウボラ」） | | 子育て支援課 | 様々な子育て支援事業と連携し、総合的・包括的に妊娠期から子育て期に切れ目のない支援を行う、子育て世代包括支援センターの設置に向け、効果的な運営のために必要な職種、実施内容等を検討する。 | 他市における子育て世代包括支援センターの運営状況等を参考に、設置に向けた検討を行う。 | H30 | |
| 41 | 2-(5) | (仮称) 子育てリフレッシュ館の設置 | ○ | 子育て支援課 | 子育て家庭への更なる支援の充実を図るために、屋内遊びスペース、一時預かり等の機能を有する(仮称)子育てリフレッシュ館の建設、PR等を行う。 | 館の愛称募集、京阪電車への広告の掲出等PRを行うとともに、「遊び」「交流」「相談」を通じて、子育て家庭の笑顔が広がる空間を提供し、市の子育て施策を市内外へ情報発信することで、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するため、館の事業内容、他事業との連携について検討する。 | H30 | 建築営繕課 |
| 42 | 2-(5) | 保育コンシェルジュの配置 | ◎ | 保育課 | 保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。 〈概要〉 ・保育士1人の配置(保育課窓口) | 情報提供等を専門的に行う保育コンシェルジュを配置することで、保護者等が保育所入所を検討する段階から活用可能な保育サービス等についての情報提供の充実を図る。 | — | |
| 43 | 2-(5) | コミュニティソーシャルワーカーの配置促進 | | 社会福祉協議会 | 各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。 | 制度の狭間を含めた様々な福祉課題、生活課題等が多様化・深刻化している中、課題の把握及び解決、地域での支え合い活動の仕組みづくりを進めるため、コミュニティソーシャルワーカーの必要性、計画的な増員等について検討する。 | — | |
| 44 | 2-(5) | 地域に密着した相談支援の充実 | | 社会福祉協議会 | 地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内13か所）の取組を進める。 また、校区の状況に応じて、出張まちかど福祉相談所の取組を進める。 | まちかど福祉相談所の相談員には、必要な研修を修了した者を配置しているが、より一層、相談者に寄り添い、細やかな支援を行えるよう、今後も研修や事例検討の実施など、継続して必要な支援を行う。 | — | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|------------------------|------|---------|--|--|------|--|
| 45 | 2-(6) | コミュニティソーシャルワーカー配置事業の支援 | | 福祉総務課 | <p>援護を必要とする高齢者、障害者、子育て中の親などに、相談援助、必要なサービス等を行うため、社会福祉協議会に対しコミュニティソーシャルワーカー(CSW)7人に係る補助金を交付する。</p> <p>また、第三次地域福祉計画に基づき、平成32年度までにCSWを12人体制（中学校区に1人配置）とするため調査・研究を行う。</p> | <p>今後、第三次地域福祉計画等に基づき、CSWの体制・機能の強化を図るために、関連する事業の進捗状況及び社会福祉協議会への委託事業等の在り方を踏まえ、配置を行う時期等について調査・研究を行う。</p> | H31 | 社会福祉協議会 |
| 46 | 2-(6) | 生活困窮者自立支援事業府内会議の実施 | | 保護課 | <p>生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、府内会議を開催し、これまでの相談実績、平成29年度の取組内容等について情報共有を行う。</p> | <p>更なる府内連携を図るため、新たに納税課及び業務課の課長を会議のメンバーに加える。</p> <p>子どもの学習支援関係について関係課と連携を図る。</p> | — | 広報広聴課 納税課 滞納債権整理回収室 人権文化課 産業振興室 消費生活センター 健康推進室 保険事業室 高齢介護室 障害福祉課 こどもを守る課 業務課 教育研修センター 青少年課 社会福祉協議会 |
| 47 | 2-(6) | 見守りネットワークの充実 | | 社会福祉協議会 | <p>校区福祉委員会が中心となり行う、見守り活動への支援や、企業、事業所等と連携した見守り活動の実施に向けての支援を行う。</p> | <p>見守り活動については、普段の生活の中でできるボランティア活動であるが、担い手が不足している。</p> <p>企業、事業所等と連携した見守り活動の具体的な仕組みづくりや見守り活動における連絡・対応体制を構築することで、活動の負担軽減を図るとともに、地域のネットワーク等を活用した広報活動を行い、活動への理解を求める。</p> | — | |
| 48 | 3-(7) | 定住促進等に向けた情報の発信 | | 企画政策課 | <p>ターゲットを明確にした戦略的な広報活動を行うため、効果的なPR素材、PR手法を定めるシティプロモーション戦略を策定する。</p> | <p>情報発信が効果的なものとなるよう、対象、方法を検討する。</p> | — | |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|-------------------------|------|---------|--|---|------|------------------|
| 49 | 3-(7) | 携帯端末用アプリケーションの構築 | | 広報広聴課 | ・年度の早期に構築・運用事業者を選定、契約し、11月までに構築する。 ・10月下旬からプレ運用を開始し、11月下旬から本番運用を行う。 | 発信する情報の収集方法や発信方法を、担当課と協議し、効率的な運用手法を検討する。 | — | 情報化推進課 子育て支援課 |
| 50 | 3-(7) | 子育てに関する携帯端末用アプリケーションの構築 | | 子育て支援課 | 携帯端末用アプリケーションの構築に向け市民の使いやすい内容となるよう、関係課である広報広聴課、情報化推進課に子育てに関する情報提供を行う。 | ・(仮称) 子育てリフレッシュ館で実施予定の一時預かり事業との連携を検討する。 ・アプリに掲載する情報及びその掲載方法について検討する。 | H30 | 情報化推進課 広報広聴課 |
| 51 | 3-(7) | 様々なメディアや場を活用した情報の発信 | | 高齢介護室 | 従来からの市広報誌、市ホームページ、出前講座等による事業周知に加え、自主的な介護予防の取組を支援、充実させるため、元気アップ体操のDVDを作成する。 | 既存のツール、会議体を活用した事業周知を推進するとともに、より伝わる周知方法や時期を検討し、的確な情報発信につなげる。 | — | 障害福祉課 社会福祉協議会 |
| 52 | 3-(7) | 様々なメディアや場を活用した情報の発信 | | 障害福祉課 | 身体障害者手帳及び療育手帳の交付時に、福祉サービス等を掲載している「福祉のてびき」を配布し、制度の説明等を行うとともに、市ホームページに「福祉のてびき」の内容を掲載し、制度の周知を図る。 | 法改正、制度の見直し等により、掲載内容の変更が必要であるため、毎年度、掲載内容を確認し、適切に情報の更新を行う。 | — | 高齢介護室 社会福祉協議会 |
| 53 | 3-(7) | 様々なメディアや場を活用した情報の発信 | | 社会福祉協議会 | <p>【ホームページ】 ホームページボランティア「くりっく☆ねっと」と協働で新たなホームページを運用し、市民に親しみやすく分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>【機関紙広報虹の発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回（5月、8月、11月、2月）機関紙「虹」を発行する。 ・機関紙「虹」発行の際、各号2回の広報編集委員会（福祉委員等が委員）を開催し、市民目線での見出しや原稿作りを行う。 ・市広報誌と同様に、機関紙「虹」の規格をA4冊子（4色カラー刷り）に変更し、全戸配布を行う。 ・社会福祉協議会事業等の地域福祉情報を市広報誌に掲載する。 | <p>【ホームページ】 ボランティアグループの高齢化が進んでいるため、若い世代のボランティアを養成する。</p> <p>【機関紙広報虹の発行】 市民に取ってもらえる広報誌にするため、視覚的にも読みやすい広報誌づくりに取り組む。</p> | — | 高齢介護室 障害福祉課 |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|--|------|---------|---|---|------|---------|
| 54 | 3-(7) | 子育て情報の配信 | | 子育て支援課 | より多くの人に、メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリを登録もらうことで、子育て情報の配信の充実を図る。 | 情報配信サービスを登録してもらうため、母子健康手帳の交付時などに案内チラシを配布し、より多くの人に子育て情報を配信できるようにする。 | — | |
| 55 | 3-(8) | 福祉の心を育む学習の実施 | | 教育指導課 | 各小中学校において、様々な組織、団体、事業所の協力の下、道徳や総合的な学習の時間を中心に、調べ学習、擬似体験活動、体験談等の福祉の心を育む学習を実施する。 | 関係諸団体と連携しながら、体験活動や交流学習を実施する。 | — | 社会福祉協議会 |
| 56 | 3-(8) | 学校・地域などの福祉に関する学習や話合いの機会の充実 | | 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中高等学校の教員を対象に福祉学習の説明会を実施し、福祉教育を推進する。 ・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。 ・市が新規採用職員に実施する福祉教育研修に協力する。 ・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話合いを進める。 ・市民ふくし講座を開催し、福祉啓発を行う。 ・福祉教育の在り方について、地域住民、関係機関と検討する場を設ける。 | <p>福祉教育協力ボランティアの高齢化が進み、対応できる範囲が限られるなど、ボランティアグループの負担が増している。</p> <p>若い世代のボランティアの育成を行うとともに、今後の福祉教育の取組内容、実施方法の改善等を検討する。</p> | — | |
| 57 | 4-(9) | 健康づくり事業の実施 (健康づくり実践講座、ワガヤネヤガワ健康ポイント事業等) | | 健康推進室 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり実践講座をライフステージごとに実施し、生涯を通じた健康づくりを推進する。 ・健康づくりプログラムを全戸配布し、各種健康増進事業と健康づくりの周知・啓発を行う。 ・ワガヤネヤガワ健康ポイント事業を実施し、市民の各種健康増進事業への参加を促す。 ・市民からの依頼に応じ、健康づくりに関する講師派遣を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり実践講座等の健康教室では、特に若い世代の参加者が少ないため、一時保育を充実するなど、参加しやすい環境づくりに努める。 ・ワガヤネヤガワ健康ポイント事業は若い世代の応募者数が少ないため、幅広い年齢層の市民が応募するよう、より魅力的な参加賞等を設定することで、応募者の増加を図る。 | — | |
| 58 | 4-(9) | 休日診療、障害者歯科診療の実施 | | 健康推進室 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立保健センター診療所において、日曜日、祝日、年末年始に、内科・小児科・歯科の休日診療を実施する。 ・市立保健センター診療所において、毎週木曜日及び第1・第3火曜日（祝日及び年末年始を除く。）に障害者（就学前児童を除く。）を対象とした歯科診療を実施する。 | 休日診療については、一般的に医療機関が診療を行っていない時間帯の診療を実施し、障害者歯科診療については、通常の歯科診療所での受診が困難な人を対象として実施することにより、市民が安心して受診できる診療体制を確保する。 | — | |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|--------------------------------|------|-------|---|---|------|---------|
| 59 | 4-(9) | 特定健診、保健指導事業の実施 | | 健康推進室 | 40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。 また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。 | 特定健診受診率の向上のため、未受診者対策の継続実施に加え、健診自己負担額を無料にする。 また、非肥満の高血圧、高血糖等、ハイリスク者への保健指導に重点を置き、各保健指導教室（腎機能・血圧・血糖）の充実を図る。 | — | |
| 60 | 4-(9) | 健康増進計画の策定 | ◎ | 健康推進室 | 市民の健康増進を総合的に推進するため、食育推進計画、歯科口腔保健計画、自殺対策計画など、本市の健康に関する施策を包含した「(仮称)健康増進計画(平成30年度～平成34年度)」を策定する。 | 策定に当たっては、幅広い意見や提言を頂くため、関係機関、関係団体、公募市民等を委員として構成される健康増進計画推進委員会を開催するとともに、パブリック・コメント手続を実施し、市民の意見を反映させた計画とする。 | H29 | |
| 61 | 4-(9) | 第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画の策定 | ◎ | 健康推進室 | ・国民健康保険の40～74歳の被保険者に対する、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、第3期特定健康診査等実施計画を策定する。 ・国民健康保険の被保険者に対する、生活習慣病対策や、被保険者の自主的な健康増進を図るため、「国民健康保険法」に基づき、データヘルス計画を策定する。 | 市の国民健康保険の現状・周辺環境、また国保データベース等による、医療費・健診・保健指導の状況・分析を行い、健康課題の抽出、目標の設定を行う。 また、課題の取組に向けた事業を実施する。 | H30 | |
| 62 | 4-(9) | 地域リハビリテーション活動の支援 | | 高齢介護室 | 地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議にリハビリテーション専門職等を派遣するための体制を充実させる。 | リハビリテーション専門職等の派遣体制等について検討する。 | — | |
| 63 | 4-(9) | 元気アップ介護予防ポイント事業の推進 | | 高齢介護室 | 高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。 | 引き続き、事業周知を図り、登録者数や受入施設数を増やすとともに、実際に活動や受入を実施した実働率・受入率を増やす。 | — | 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|--------|----------------------|------|---------|--|--|------|---------|
| 64 | 4-(9) | まちの保健室事業の推進 | | 社会福祉協議会 | 梅が丘校区のひだまり喫茶（毎月第1・3金曜）において、大阪府看護協会職員の参加の下、年3回（6月、10月、2月）サロン参加者、ボランティア等の健康相談、血圧測定を実施する。 | 大阪府看護協会を始めとした関係機関と調整し、市民の健康増進を図る。 | — | |
| 65 | 4-(10) | まちのせんせい活用事業の実施 | | 社会教育課 | 生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない（平成29年度版 講座・イベント/講師案内編）」、市ホームページに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を行う。 | 生涯学習の普及を図るため、より多くの市民がまちのせんせいを活用できるよう、イベント、行事などを通して、講座の開催を拡充する。 | — | |
| 66 | 5-(11) | 認知症サポーター養成研修の実施 | | 高齢介護室 | 認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域を構築するため、認知症の人及びその家族の応援者となる認知症サポーターの養成講座を実施する。 | 認知症サポーター養成研修の受講者数を増加させるため、事業周知を図るとともに、認知症サポーターを対象としたステップアップ講座を実施し、認知症に関する知識を深める機会を増やす。 | — | |
| 67 | 5-(11) | ボランティア講座の充実 | | 高齢介護室 | 高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成講座を実施する。 | ボランティアの確保や講座受講者の活動の場づくりについて検討する。 | — | |
| 68 | 5-(11) | 担い手を増やしていくための学習機会の充実 | | 障害福祉課 | ・手話奉仕員養成講座（通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。 | ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）終了後、通訳を目指すための場として、通訳コースの講座を実施するとともに、講座受講者の手話サークルへの参加を促すなど、継続した学習の場を提供する。 ・講座を委託する団体（要約筆記）が不足しているため、3市（寝屋川市、枚方市、交野市）合同での実施により、講師の確保を図る。 | — | 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|-------|-----------------------------|------|---------|--|--|------|-------|
| 69 | 5-(1) | 地域福祉活動や各種ボランティア活動の新たな担い手を養成 | | 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座の開催 国土交通大臣認定運転協力者講習会（年3回）／運転協力者現任研修会／ボランティア講座基礎Ⅰ／ボランティア講座基礎Ⅱ／ボランティア講座シニア編／災害ボランティアセンタースタッフ養成講座／傾聴基礎講座 ・各校区福祉委員会活動において、研修や講座の実施 ・まちかど福祉相談員養成研修の開催 など | <ul style="list-style-type: none"> ・地域を支える担い手を増やし、生活の様々な困りごとを早期に発見する仕組みづくりや、福祉課題を抱える人の気持ちに寄り添うことが必要である。 ・仕組みづくりや担い手づくりのための専門職が必要なため、必要な人員数の根拠、効果等を検証した上で、関係機関等と協議する。 ・講座の企画、広報活動等の改善を図る。 (※将来的に、元気アップ介護予防センター活動の役割や機能を充実させるとともに、地域活動との連携を図る。) | H32 | 障害福祉課 |
| 70 | 5-(1) | 子育て応援リーダー事業の推進 | | 子育て支援課 | <p>子育て応援リーダーにより、各子育て家庭の状況や子どもの発達段階に応じた適切な支援を行う。</p> <p>また、子育て応援リーダーの欠員を解消するため、新たな子育て応援リーダーを養成する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな子育て支援リーダーを養成する。 ・研修等により、子育て応援リーダーの資質向上を図る。 | — | |
| 71 | 5-(1) | 子育て応援サポーター事業の推進 | | 子育て支援課 | 子育て応援サポーターにより、各家庭に応じた適切な支援を行う。 | 研修の受講等により、子育て応援サポーターの資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。 | — | |
| 72 | 5-(1) | 青少年リーダー育成事業の実施 | | 青少年課 | <p>ユースクラブの組織化・体系化を図り、小学生クラブと中高生クラブの連携を強化する。</p> <p>また、リーダーとしての素養を高める各種プログラムを提供する。</p> | ユースクラブの指導力と技術力の向上を図るため、専門的な野外活動の研修を実施するとともに、リーダーとしての意識付けを行う。 | — | |
| 73 | 5-(2) | 保育士バンク事業の実施 | | 保育課 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業のための保育士研修を実施（4回）する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。 | 平成28年度（18人）のバンク登録者数が前年度（22人）より減少していることから、今年度からハローワーク枚方と連携・協力して保育士研修を実施するなど、研修内容の充実を図り、バンク登録者の増加に努める。 | — | |
| 74 | 5-(2) | 社会福祉士実習生の受け入れ | | 社会福祉協議会 | 社会福祉士実習生3人の受け入れを実施する。 | 実習指導者を養成するための講習会を受講し、社会福祉士実習の受け入れ体制を強化するなど、実習生を受け入れる職場体制を整備する。 | — | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|--------|-------------------------|------|---------|--|--|------|---------|
| 75 | 6-(13) | 民生委員・児童委員活動の支援 | | 福祉総務課 | 民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、補助金を交付する。 | 地域における民生委員の役割がますます大きくなる中、慢性的な欠員、委員の高齢化、担い手不足等が問題となっている。平成28年度の一斉改選により、欠員数が一定改善されたものの、依然として欠員が生じているため、引き続き、民生委員・児童委員活動の負担軽減に資する取組を行う。 | — | |
| 76 | 6-(13) | 老人クラブの地域福祉活動の支援 | | 高齢介護室 | 地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。 | 補助金による支援を継続するとともに、意見交換の場を設けるなど、老人クラブ連合会との連携を強化する。 | — | |
| 77 | 6-(13) | 地域協働協議会の活動に対する支援 | | 市民活動振興室 | 地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援や、地域担当職員の育成研修を実施する。 また、地域協働協議会関係者会議を開催し、各小学校区の取組、成果等について情報共有を図る。 | 地域協働協議会の活動が一層活性化するよう、地域担当職員に対して育成研修を実施し、職員の能力向上を図るとともに、市民活動振興室及び地域担当職員の連携強化に努める。 また、各小学校区の取組、地域協働基礎交付金の活用内容を各地域協働協議会に情報提供するなど、協議会活動の充実・強化を図る。 | — | |
| 78 | 6-(13) | 地域協働協議会の活動に対する支援 | | 危機管理室 | 市民、関係機関、関係団体が安全・安心に関する情報を共有し、地域に即した防犯環境整備、防犯対策等の充実や安全施策について検討するため、安全推進協議会を開催する。 地域協働協議会が各小学校区に設置している地域安全センターにおいて、関係機関からの情報を基に地域に即した活動を行う。 | 地域安全センターの活動の進捗状況を把握し、地域協働協議会と情報共有を行うことで、継続して安全・安心施策に取り組む。 | — | 市民活動振興室 |
| 79 | 6-(13) | 校区福祉委員会による福祉のまちづくり活動の支援 | | 社会福祉協議会 | ・地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援する。 ・校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニケーションワークを実践する。 | 校区福祉委員会による福祉のまちづくり活動を支援するとともに、地域協働協議会との連携及び役割分担の明確化を図る。 | — | |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|--------|--------------------|------|---------|--|---|------|-----------------------|
| 80 | 6-(13) | ボランティアの育成・活動の支援 | | 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の各種保健福祉事業の実施における地域との協働や市民参加の促進を支援する。 ・各校区福祉委員会活動を推進する。 ・個人ボランティアやボランティアグループの育成のため、各種講座や研修会の開催、ボランティア相談員が行うコーディネートなどの活動を支援する。 ・登録ボランティアグループ連絡会を開催し、各グループの情報交換を支援する（年3回）。 | ボランティアの高齢化、担い手不足等により、活動範囲の縮小が余儀なくされているため、若年層向けのボランティア育成などを検討する。 | — | |
| 81 | 6-(13) | 寝屋川高齢者サポートセンターへの支援 | | 社会福祉協議会 | 有償福祉活動を推進している、寝屋川高齢者サポートセンターの周知を図るため、関係機関・団体、介護保険事業所等で組織する、寝屋川高齢者サポートセンター運営協議会への協力をを行う。 | 寝屋川高齢者サポートセンター運営協議会に参加するとともに、市民への周知活動等への協力に取り組む。 | — | |
| 82 | 6-(13) | 地域の資源をいかした活動拠点の充実 | | 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。 | 活動拠点の確保は、関係機関、団体等との様々な調整が必要なため、継続的に関係機関、団体等と調整を行い、活動拠点の確保、その充実を図る。 | — | |
| 83 | 7-(14) | 人権啓発の推進 | | 人権文化課 | 人権意識の高揚を図るため、人権を考える市民のつどい、ヒューマンライツセンター、人権学習市民連続講座、街頭啓発等の実施、啓発冊子の発行等により全ての人の人権が尊重されるまちづくりを積極的に推進する。 | 人権意識の向上を図る啓発事業については、大人から子どもまで幅広い世代層が参加できる、ニーズに合ったテーマや身近な課題を題材とした企画を、創意工夫して実施する。 | — | 寝屋川地区人権擁護委員会 大阪法務局 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|--------|-------------------|------|---------|--|---|------|---|
| 84 | 7-(14) | 子どものいじめ防止対策の推進 | | 子どもを守る課 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の改定 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴い、平成28年11月に策定したいじめ防止基本方針を改定する。 ・関係機関等との連携 法務局、警察署等の関係機関等と連携を図るために、いじめ問題対策連絡協議会会議にて意見・情報の交換及び連絡調整を行う。（年2回（8月・2月に実施予定）） また、こどもを守る課と教育指導課によるいじめ防止等対策連絡調整会議について、月1回程度会議を開催し、市長部局と教育委員会との連携を図る。 ・相談業務の実施 いじめに関する相談に対応し、相談者への支援を行う。 ・啓発活動の実施 「いじめのサイン『守ってあげたい』」を含む、いじめ防止啓発サイトを運営する。 また、市内4駅での街頭啓発、小中学校の児童・生徒へリーフレットの配布等を行う。 | <p>寝屋川市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策をより一層推進する。</p> <p>また、いじめ問題対策連絡協議会会議を定期的に開催し、関係機関等の連携を強化する。</p> <p>そのほか、相談業務の更なる周知を図るために、市広報誌、市ホームページへの掲載、リーフレットの配布等、幅広い啓発活動を行う。</p> | — | 人権文化課 障害福祉課 教育指導課 教育研修センター 青少年課 |
| 85 | 7-(14) | 子どもサポート会議の開催 | | 教育指導課 | <p>いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の未然防止に向けた取組と、早期発見・早期対応の効果的な手立てを研究するため、小中学校での解決困難な事象について、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。</p> <p>また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。</p> | <p>学校における、いじめ、不登校、暴力行為、虐待等諸問題の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、子どもサポート会議において、各専門家から助言を頂く。</p> | — | 子どもを守る課 教育研修センター |
| 86 | 7-(14) | 心のバリアフリーを進める取組の推進 | | 社会福祉協議会 | 地域福祉活動に関わる地域や市民に対し、障害、認知症、生活困窮等の差別解消を図るために、研修の実施、地域における会議等で啓発を行う。 | 様々な研修及び地域における会議において、校区福祉委員会やボランティアに対し、権利擁護について啓発する。 | — | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|--------|--------------------------|------|---------|---|---|------|--|
| 87 | 7-(14) | 虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実 | | 高齢介護室 | <p>高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議を開催し、関係機関の連携や情報共有を図る。</p> <p>また、困難事例等について、弁護士及び社会福祉士から専門的助言を受け、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する取組を適切に実施する。</p> | <p>他機関・他職種との連携強化、対応職員の資質向上を図る。</p> | — | 障害福祉課 こどもを守る課 |
| 88 | 7-(14) | 虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実 | | 障害福祉課 | <p>虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。</p> <p>また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。</p> | <p>継続的な虐待の予防措置を検討するため、関係課等との連携を図る。</p> <p>また、虐待認定後の支援を継続して進めるネットワークが必要なため、相談支援事業所と適切な連携を図る。</p> | — | 人権文化課 高齢介護室 こどもを守る課 |
| 89 | 7-(14) | 虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実 | ○ | こどもを守る課 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談業務の実施 子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行う。 ・スーパーバイザーの配置 児童虐待防止における専門性を高めるため、スーパーバイザーを配置する。 ・市児童虐待防止マニュアルの改訂 児童福祉法の改正に伴い、市児童虐待防止マニュアルを改訂する。 ・関係機関等との連携強化 関係機関等との連携を図るため、要保護児童対策地域協議会において、意見・情報の交換及び連絡調整を以下のとおり行う。 (1) 代表者会議（年2回（8月・2月）） (2) 実務者会議（年12回） (3) 進行管理会議（要保護児童：年4回（4月・7月・10月・1月）、要支援児童：年1回（9月）） ・啓発の実施 市内4駅での街頭啓発を行う。 ・研修の実施 関係機関等の職員を対象とした研修を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・より一層、児童虐待における専門性を高め、対応力の強化を図るため、スーパーバイザーを配置する。 ・児童福祉法の改正等に併せ、市児童虐待防止マニュアルを改訂し、関係機関がそれぞれの役割を自覚し、迅速に効果的な対応ができるようとする。 ・要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、調整機関としての専門性を高める。 ・相談業務の更なる周知を図るため、市広報誌及び市ホームページへの掲載、リーフレットの配布等、幅広い啓発活動を行う。 ・妊娠期からの支援がスムーズに行えるよう、引き続き、関係機関との連携を強化し、未然防止に努める。 | — | 人権文化課 保護課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 学務課 教育指導課 教育研修センター 青少年課 |
| 90 | 7-(14) | 成年後見制度による支援の推進 | | 高齢介護室 | 判断能力が不十分かつ親族等がいない認知症高齢者の権利擁護を図るため、市が家庭裁判所に申立てを行う成年後見制度の利用を支援する。 | 引き続き、成年後見制度の市長申立て等の支援を行う。 | — | 障害福祉課 |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|----|--------|-------------------|------|---------|---|---|------|--------------------------------|
| 91 | 7-(14) | 成年後見制度による支援の推進 | | 障害福祉課 | 成年後見制度の市長申立て及び後見人報酬助成を行う。 | 被虐待者、一人暮らしで判断の難しい人等からの申立件数が増加しているため、親族調査の必要性及び推薦人の選定を検討し、申立てから決定までの期間短縮を図る（平成28年度申立件数5件中4件が虐待及び緊急ケース）。 | — | 高齢介護室 |
| 92 | 7-(14) | 市民後見人等の養成 | | 高齢介護室 | 成年後見制度の市長申立て及び地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護体制の充実に向け、他市における体制の把握を行う。 | 他市の状況等の把握を行う。 | H32 | 障害福祉課 |
| 93 | 7-(14) | 成年後見制度法人後見支援事業 | | 障害福祉課 | 成年後見制度について、利用実態の現状やニーズを把握・分析し、実施について検討する。 | 成年後見制度の利用、地域のニーズ等の実態把握を行う。 また、法人後見について理解の促進に努め、法人後見を推進するための検討会議の実施及び法人後見の活動を実施するための組織体制を構築する。 | H32 | 福祉総務課 高齢介護室 |
| 94 | 7-(14) | 子どもへの暴力防止プログラムの実施 | ○ | 青少年課 | ・子どもが関わる暴力を防止するため、教育プログラムを実践的に子どもに学ばせる機会を提供する。 ・これまでの小学3年生に加え、6年生も対象とする。 | 子どもが被害に遭う重大な事件が増加する中、継続して子どもへの暴力防止プログラムを実施するとともに、保護者等の大人にもその内容を周知する。 | — | |
| 95 | 7-(14) | 日常生活自立支援事業の実施 | ○ | 社会福祉協議会 | 精神障害、知的障害、認知症等により判断能力が不十分な人への福祉サービスの利用援助や、金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組として、関係機関の参画の下、連絡会を開催する。 | 適切に成年後見制度へ移行するための援助や、福祉サービス利用の待機者を解消するため、専門員、生活支援員を平成28年度に増員したが待機者の解消には至っていないため、引き続き、待機者の解消に向けた取組を行う。 また、利用者が死亡した際、推定相続人の遺留品の返還が困難なケースが増加しているため、親族等の身元引受けの確認方法等について検討する。 | — | 福祉総務課 保護課 高齢介護室 障害福祉課 |
| 96 | 7-(14) | 権利擁護の機能の構築 | | 福祉総務課 | 関係課等が行う権利擁護の取組状況を把握する。 | 権利擁護の機能構築に当たっては、複数の関係課で取り組む必要があるため、先進市の取組等を調査・研究するとともに、関係課等が行う取組状況を把握する。 | — | 高齢介護室 障害福祉課 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|-----------------------|------|---------|---|---|------|----------------|
| 97 | 7-(15) | サービス・活動の質や担い手の力を高める支援 | | 障害福祉課 | 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員を対象に、研修会や情報交換会を行う。 | 相談支援専門員のスキルアップや事業所との連携のため、継続的に研修会や情報交換会を行う。 | — | 社会福祉協議会 |
| 98 | 7-(15) | サービス・活動の質や担い手の力を高める支援 | | 社会福祉協議会 | 福祉委員、ボランティアを対象とした各種研修会を行い、社会福祉の基本的なポイントから最新の福祉事情まで、福祉に関する幅広い知識を学ぶ機会を提供し、地域福祉活動の質や担い手の資質向上のための支援を行う。 | 地域における問題や課題は多種多様であり、地域福祉の担い手には幅広い知識の習得が求められるため、毎年度、取り扱うトピックを精査し研修会を実施することで、地域福祉活動に必要な知識を幅広く習得できるよう援助する。 | — | 高齢介護室 障害福祉課 |
| 99 | 8-(16) | 人々がふれあえる場づくりの推進 | | 高齢介護室 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉センターの運営管理を行うことで、高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。 ・いきいき教室を開催し、地域の高齢者に文化的・教養的活動の場及び児童との世代間交流の場を提供し、高齢者福祉の増進を図る。 ・地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を図る。 | 引き続き、人々がふれあえる場づくりを推進する。 | — | |
| 100 | 8-(16) | 地域生活支援拠点等の整備 | | 障害福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等プロジェクト会議において検討した、市地域生活支援拠点システムを構築する。 ・重点課題の整理及び平成29年度の取組を実施する。 | 増設した相談支援事業所を含めて相談支援体制を再構築するとともに、「宿泊体験」等の仕組みを具体化する。 | H32 | |
| 101 | 8-(16) | 子ども食堂支援事業の実施 | ◎ | こどもを守る課 | 子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境の整備を図るため、子ども食堂を開設し、その運営団体に対して補助金を交付する。 | 子ども食堂支援事業補助金交付要綱の制定、要綱に基づく関係様式、団体の募集要項の制定、補助団体の審査方法に関する基準等を作成する。 | — | こどもを守る課 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|-------------------------------|------|---------|--|---|------|-------|
| 102 | 8-(16) | 地域子育て支援拠点事業の推進 | | 子育て支援課 | 地域子育て支援拠点（各中学校区1か所）を利用する子育て家庭の様々なニーズや悩みに対応するため、スタッフの資質向上や各地域子育て支援拠点との連携による情報共有を行う。 | ・研修の開催情報の案内や、連絡会議を通じて、スタッフの資質向上を図る。 ・拠点間並びに地域の保育所、子育てサロン及び関係機関と連携した取組を充実する。 ・つどいの広場5か所の事業者を再度募集・選定し、サービスの向上を図る。 | — | |
| 103 | 8-(16) | 有償による支えあい活動の推進 (子育て応援リーダー) | | 子育て支援課 | ・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の補助を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るために、外部講師による研修会等を実施する。 | ・各子育て家庭の状況や子どもの発達段階に応じ、適切な支援を実施する必要があるため、外部講師による研修会の実施等により、子育て応援リーダーの資質向上を図る。 ・新たな人材の養成を行う。 | — | |
| 104 | 8-(16) | 家庭教育学級（わいわい楽しく子育て広場）事業の推進 | | 青少年課 | ・子育てに悩む保護者に対し、交流や情報交換の場を提供する。 ・市内2か所の公共機関を会場として、各3回の講座を実施する。 ・一時保育を準備し、子育てママのリフレッシュを図る。 ・当日の司会進行、企画、運営には家庭教育学級ファシリテーターが関わる。 | 毎年一時保育の需要が高いため、保育付きの講座を企画する。 また、受講者のニーズに応じた講座の内容や回数、開催場所について、家庭教育学級ファシリテーターと共に検討する。 | — | |
| 105 | 8-(16) | 放課後子供教室 | ○ | 青少年課 | 放課後子ども総合プランの推進に伴い、モデル校を6校から12校へ拡充し、放課後子供教室と留守家庭児童会を一体的に取り組む。 | 放課後子供教室と留守家庭児童会の一体的な取組を推進するに当たり、小学校の協力の下、各小学校の実行委員会組織を整備するなど、事業の実施に必要な組織づくりを支援する。 | — | |
| 106 | 8-(16) | 小地域ネットワーク活動の推進 | | 社会福祉協議会 | 校区福祉委員会が中心となり、地域における“つなぐ、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを進める、小地域ネットワーク活動を進める。 | 活動の担い手の高齢化、高齢者ふれあいサロン活動、地域ミニデイサービス活動、食事会、子育てサロンなどの参加者が減少傾向であるため、小地域ネットワーク活動への支援、新たな担い手の育成を強化する取組等を検討する。 また、見守り活動の手引きを作成し、個別援助活動の充実を図る。 | — | |
| 107 | 9-(17) | 歩道点字ブロックの整備 | | 道路交通課 | 市道池田秦線において、点字ブロックの整備を図る。 | 住宅、店舗等が近接しているため、地元自治会等との連携の下、事業を進める。 | — | |
| 108 | 9-(17) | ユニバーサルゲートの設置 | | 水・みどり室 | 「市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、都市公園の新設、増築、改築を行う場合、バリアフリー基準に適合するよう整備する。 | 「市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、限られた財源の中で都市公園のバリアフリー化を推進する。 | — | |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|---------------------|------|-------|--|---|------|---------------------|
| 109 | 9-(17) | 都市施設や建築物のバリアフリー化の推進 | | 都市計画室 | 新バリアフリー法の適応拡大について、施設を利用する人のニーズに応じたバリアフリーの先進事例の調査・研究や、関係機関・関係課との連携を図る。 | 引き続き、新バリアフリー法の適応拡大について、施設を利用する人のニーズに応じたバリアフリーの先進事例の調査・研究や、関係機関・関係課との連携を図る。 | — | |
| 110 | 9-(17) | 意思疎通支援事業の実施 | | 障害福祉課 | ・聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、福祉事務所に手話通訳者を配置する。 ・市役所窓口での聴覚障害者への支援を充実する。 ・夜間休日の緊急時手話通訳者派遣事業及び重度の障害で入院時に意思疎通の支援が必要な人に対して行う、重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業を実施する。 | 障害者の高齢化により、医療機関への通訳者の派遣件数が増加しているため、奉仕員養成による通訳者の増員を検討するとともに、手話奉仕員養成講座ステップアップコースの実施等により手話奉仕員等の養成を図っている。 また、タブレットを活用して、障害福祉課、市民課、保険事業室等で、タブレットを活用した手話通訳に係る支援を行う。（平成29年10月から利用開始。） | — | 市民課 保険事業室 |
| 111 | 9-(17) | 点字・声の広報発行事業の実施 | | 広報広聴課 | ・目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、声の広報・点字広報を継続して発行する。 ・声の広報を市ホームページで公開することで、音声データを配信する。 | 発行部数が声の広報・点字広報合わせて、約60部となっており、更なる周知を図るため、周知方法を検討する。 | — | 障害福祉課 |
| 112 | 9-(17) | ホームページの閲覧支援 | | 広報広聴課 | ローマ字表記のページとやさしいにほんごのページについて、随時更新を行う。 | 掲載内容の精査を行い、内容の充実を図る。 | — | |
| 113 | 9-(17) | 市民の理解やマナーを高める取組の推進 | | 道路交通課 | ・小学3・4年生及び中学1年生を対象とした自転車安全利用講習会を実施する。 ・出前講座を実施し、自転車の安全利用に関する意識の向上を図る。 | 自転車事故の件数は減少傾向となっているが、より一層、自転車の交通マナーを改善するため、自転車安全利用講習会及び出前講座を実施し、自転車の安全利用に関する意識の向上及び自転車事故を未然に防止する取組を進める。 | — | 寝屋川警察署 寝屋川交通安全協会 |
| 114 | 9-(17) | 社会マナー教育の推進 | | 青少年課 | 各中学校区地域教育協議会への委託事業において「子どもたちと地域社会が社会規範・マナーを学ぶ事業」を実施し、社会マナー教育の推進を図る。 | 各中学校区地域教育協議会への委託事業であるため、事業実施計画書の内容を適切に確認し、社会教育マナーの推進を図る。 | — | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|-----------------|---|------|-------|---|--|------|-------------------|
| 115 | 1-(2) 9-(17) | 高齢者交通系ICカード購入補助事業の実施（旧高齢者バスカード購入補助事業）（再掲） | ◎ | 高齢介護室 | 交通系ICカードの購入費用に対する補助を行い、高齢者の外出を促すことで、介護予防、閉じこもり防止を図る。 | 事業の周知により、高齢者の外出を促し、社会参加を促進する。 | H29 | |
| 116 | 9-(17) | 買い物等外出促進事業の実施 | | 高齢介護室 | 買い物等が困難な人が発生していると認められる地域の自治会等に対し、事業の説明を行い、事業の実施体制を整える。 | 自治会等実施団体からの相談に対応する。 | — | |
| 117 | 9-(17) | 福祉有償運送サービスの推進 | | 高齢介護室 | 地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。 | 事業の担い手である地域のボランティア活動者の高齢化が進み、担い手となる運転ボランティアが不足している。 担い手不足を解消するため積極的な募集PRを行うとともに、ボランティア養成研修の充実を図る。 | — | 障害福祉課 社会福祉協議会 |
| 118 | 9-(17) | 福祉有償運送サービスの推進 | | 障害福祉課 | 地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。 | 事業の担い手である地域のボランティア活動者の高齢化が進み、担い手となる運転ボランティアが不足している。 担い手不足を解消するため積極的な募集PRを行うとともに、ボランティア養成研修の充実を図る。 | — | 高齢介護室 社会福祉協議会 |
| 119 | 1-(2) 9-(17) | 移動支援事業の実施（再掲） | | 障害福祉課 | 屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を促進する。 | 個々の状況を踏まえつつ、基準に基づき、適正な支給決定を行う。 また、要綱等に基づき、適切に事業を実施する。 | — | |
| 120 | 9-(17) | 地域公共交通網形成計画の策定 | | 道路交通課 | 寝屋川市地域公共交通協議会を開催する（4回予定）。 | 市民・利用者アンケート等により交通不便地域の検証を行った上で、本市の実情に応じた公共交通のあり方を検討する。 | H30 | 公共交通事業者 関係団体 等 |
| 121 | 9-(18) | 防災体制の整備・強化 | | 危機管理室 | 災害対策基本法の改正や市の施策、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、地域防災計画を改訂する。 | 市全体に影響のある計画であるため、今後、各部局と調整するとともに、改訂内容について災害対策基本法等の法令、府地域防災計画等との整合性を確認し、地域防災計画を改訂する。 | — | 全所属 |
| 122 | 9-(18) | 避難所開設・運営物品の配備 | | 危機管理室 | 避難勧告等により、市民がスムーズに避難所開設・運営を行えるよう、必要となる文房具、ラジオ等の事務用品等の配備（平成28年度に各小学校に配備）について、小学校以外の避難所への配備の必要性等を検討する。 | 避難所開設・運営マニュアルの作成と併せて検討する。 | — | |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|--------------------------|------|-------|---|---|------|-----------------|
| 123 | 9-(18) | 深夜防犯パトロールの実施 | ○ | 危機管理室 | 子どもを犯罪から守るため、小中学校の夏季休業期間の深夜・明け方（午後11時～午前5時）の時間帯に、防犯パトロールを実施する。 また、駅周辺については、徒步での巡回を行う。 | 平成28年度に実施した深夜防犯パトロールの結果を踏まえ、平成29年度以降は、寝屋川警察署と連携し実施する。 | — | |
| 124 | 9-(18) | 防犯カメラの設置・運用 | | 危機管理室 | 市全域での犯罪抑制の環境を整えるため、寝屋川警察署と連携し、街頭で犯罪が多く発生する駅周辺地域の交差点付近、市域境界付近等の各所に、無線通信式防犯カメラを設置する。 | 平成29年度から防犯カメラに関するについて、管理所管を危機管理室に一元化しており、防犯カメラの設置・運営について、関係課等と連携し協議・調整を進める。 | H30 | 道路交通課 水・みどり室 |
| 125 | 9-(18) | 避難行動要支援者名簿の同意率の向上 | ○ | 危機管理室 | 避難行動要支援者名簿への登録同意率の向上を図るため、避難行動要支援者等に周知・啓発する。 | 避難行動要支援者名簿への登録同意率の向上を図るため、高齢介護室、障害福祉課の窓口に「避難行動要支援者名簿登録のお願い」チラシを設置するとともに、名簿登録の同意書送付時にもチラシを添付する。 また、避難行動要支援者名簿の重要性を出前講座により避難行動要支援者等に周知・啓発する。 | H32 | 高齢介護室 障害福祉課 |
| 126 | 9-(18) | 地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練 | ○ | 危機管理室 | 避難所開設・運営マニュアル未作成の校区地域協働協議会（防災に関する部会）に対し、マニュアルを作成するよう促す（平成29年3月末時点で14小学校区で作成済み。）。 また、マニュアル作成済みの校区地域協働協議会に対し、マニュアルに沿った避難訓練等の実施を支援する。 | 避難所開設・運営マニュアル未作成の校区地域協働協議会に対しては、作成に係る課題等を把握し、作成に向けた支援を行う。 また、マニュアル作成済みの校区地域協働協議会への、効率的かつ効果的な避難所開設訓練の実施方法を検討する。 | — | |
| 127 | 9-(18) | 自主防災組織の整備・育成 | | 危機管理室 | 地域住民等の防災意識の向上及び地域防災体制の充実を図るため、地域協働協議会が実施する防災訓練を支援する。 | 平成29年度から校区自主防災協議会を地域協働協議会へ統合したことに伴い、防災に関することについては危機管理室が所管し、また、補助金の交付に関することについては市民活動振興室が所管する。 | H29 | 市民活動振興室 |
| 128 | 9-(18) | コンビニエンスストアへのAEDの設置 | ○ | 危機管理室 | AED未設置店舗及び新規店舗のコンビニエンスストアにAEDの設置を行う（平成29年10月末時点で60店舗設置済み。）。 | AED未設置店舗及び新規店舗の設置に対する同意を得る。 | H29 | |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|--------------------|------|---------|--|---|------|---------|
| 129 | 9-(18) | 自治会への防犯カメラ設置に対する補助 | | 危機管理室 | 自治会が設置する防犯カメラの設置費用に対して補助を行い、犯罪の抑止を図る。 | 今後、近隣市の状況、自治会による設置状況等を踏まえ、補助率の変更や更新費用の補助について検証する。 | H30 | |
| 130 | 9-(18) | 緊急時応急給水所の整備 | ◎ | 危機管理室 | 災害時に必要な緊急用水を供給するため、あんしん給水栓（大阪広域水道企業団送水管路上に設置）を活用した、緊急時応急給水所を近畿運輸局大阪運輸支局内に整備し、飲料水等の確保を図る。 | 平成30年4月1日の運用開始に向け、整備に取り組む。 | H29 | 工務課 |
| 131 | 9-(18) | 防災井戸の設置 | ◎ | 危機管理室 | 災害時に使用する生活用水（トイレ等）の確保、日常的な散水等を行うため、避難所となる小学校のうち10校に防災井戸を設置する。 | 今回設置する10校以外の避難所への設置について検討する。 | H29 | |
| 132 | 9-(18) | 避難所開設・運営訓練の実施 | ◎ | 危機管理室 | 災害時に地域住民が主体となり、迅速な避難所の開設、円滑な運営を行えるよう、モデル地域を選定し、避難所開設・運営マニュアルに基づく実践訓練や、各校区での避難所開設・運営訓練の実施を促進する。 | 実践訓練への参加及び各小学校区での訓練の実施について、校区地域協働協議会（防災に関する部会）と協議する。 | － | 市民活動振興室 |
| 133 | 9-(18) | 家庭用防災用品購入補助事業の実施 | ◎ | 危機管理室 | 家庭用防災用品の購入費用に対して補助を行い、家庭用防災用品の備蓄の促進と防災意識の向上を図る。 | 寝屋川市商業団体連合会やその他市内店舗との情報共有を図り、家庭用防災用品の購入を支援する。 | H29 | |
| 134 | 9-(18) | 防犯灯の設置・管理の支援 | | 市民活動振興室 | 自治会が行う防犯灯の新設・改造及び維持管理に対して補助を行い、防犯灯のLED化を促進し、防犯環境の整備を図る。 | 防犯灯のLED化が進んでいない自治会に対して、更なる制度の周知及び活用を促すことで、LED化の促進を図る。 | － | 道路交通課 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「－」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|---------------------------|------|----------------|--|--|------|------------------|
| 135 | 9-(18) | ドクターカーの導入 | | 健康推進室 危機管理室 | ドクターカーの運営方法、効果等について、枚方寝屋川消防組合、枚方市、交野市及び関係機関と検証する。 | より一層、救命救急体制の強化を図るために、ドクターカーの運用方法、効果等について、関係機関と協議・検証する。 | H29 | 危機管理室 健康推進室 |
| 136 | 9-(18) | 高齢者施設等の防犯対策強化整備補助事業の実施 | ◎ | 高齢介護室 | 非常通報装置・防犯カメラの設置、外構等の設置・修繕など、必要な安全対策に要する費用に対する補助を行い、高齢者施設等の防犯対策を強化する。 | 国の補助金が主な財源となっており、事業の継続について国に要望する。 | — | 保育課 障害福祉課 |
| 137 | 9-(18) | 高齢者のための福祉避難所における備蓄 | ◎ | 高齢介護室 | 福祉避難所の協定を締結している市内特別養護老人ホームに、災害発生時に必要な生活必需品を備蓄する。 | 身体清拭用のシート、ドライシャンプー、寝具マットなど、高齢者に必要な生活必需品を備蓄する。 また、備蓄の管理方法等について、福祉避難所として協定している特別養護老人ホームと具体的に協議する。 | H29 | 危機管理室 障害福祉課 |
| 138 | 9-(18) | 障害者のための福祉避難所における備蓄 | ◎ | 障害福祉課 | 災害発生時に、配慮を要する障害者が福祉避難所において利用する生活必需品を備蓄する。 | 身体清拭用のシート、ドライシャンプー、寝具マットなど、障害者に必要な生活必需品を備蓄する。 また、備蓄の管理方法等について、福祉避難所として協定している障害者施設と具体的に協議する。 | H29 | 危機管理室 高齢介護室 |
| 139 | 9-(18) | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | ○ | 危機管理室 | 社会福祉協議会と締結した、災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書に基づき、活動に関する訓練等を含めた今後の取組について検討する。 | ボランティアセンターの設置や活動に関する訓練等について、社会福祉協議会と協議・検討する。 | H29 | 福祉総務課 社会福祉協議会 |
| 140 | 9-(18) | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | | 高齢介護室 | 市内特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結する（平成29年10月末時点で12か所と締結）。 引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。 | 福祉避難所における支援者の確保、被災者をどの福祉避難所へ避難させるかの判断、多様なニーズを持つ被災者への対応等について、他市のマニュアル、東日本大震災、熊本地震等の事例を参考に、関係課、介護事業者等との連携の下、避難所運営マニュアルを整備する。 | — | 危機管理室 障害福祉課 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|--|------|---------|---|--|------|----------------------------------|
| 141 | 9-(18) | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | | 障害福祉課 | <p>市内の障害者施設と福祉避難所の協定を締結する（平成29年10月末時点で13か所と締結）。</p> <p>引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。</p> | <p>福祉避難所における支援者の確保、被災者をどの福祉避難所へ避難させるかの判断、多様なニーズを持つ被災者への対応等について、他市のマニュアル、東日本大震災、熊本地震等の事例を参考に、関係課、障害福祉サービス事業者との連携の下、避難所運営マニュアルを整備する。</p> | — | 危機管理室 高齢介護室 |
| 142 | 9-(18) | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり（緊急時安否確認（かぎ預かり）事業の実施） | | 社会福祉協議会 | <p>【災害時の地域支援体制づくり】 災害時の地域支援体制づくりについて危機管理室と協議する。 災害ボランティアセンタースタッフ養成講座を継続して行う。 災害ボランティアセンター設置運営訓練を市域で実施する。</p> <p>また、災害ボランティアセンタースタッフ登録者向けの広報誌を作成するなど、登録者の組織化に向けた検討を行う。</p> <p>【緊急時かぎ預かり事業】 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業において、緊急時の連絡や対応方法について模擬訓練を市域で実施する。</p> | <p>【災害時の支援体制づくり】 災害ボランティア活動に関しては、活動の特殊性から、訓練、資機材の管理、操作手順の確認など、災害ボランティアセンターの体制構築に向けた取組を検討する。</p> <p>【緊急時安否確認（かぎ預かり）事業】 緊急時に要援護者を適切に保護するため、緊急時安否確認（かぎ預かり）事業協力施設と校区福祉委員会との合同会議及び各校区福祉委員会の会議において、事業の目的の確認、意見交換を行い、事業の対象拡大の検討等の課題整理を行う。</p> | — | 危機管理室 福祉総務課 高齢介護室 障害福祉課 |
| 143 | 9-(18) | 緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり | | 高齢介護室 | 高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯等に救急医療情報キットを配布する。 | より多くの人に制度を理解してもらうため、制度の周知方法を検討するとともに、救急医療情報キット内に入れる情報の内容を更新することについても周知・啓発する。 | — | 障害福祉課 社会福祉協議会 |
| 144 | 9-(18) | 緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり | | 障害福祉課 | 緊急医療情報キットを緊急時に援助が必要となる重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に配布する。 | より多くの人に制度を理解してもらい、緊急医療情報キットを適切に利用してもらうため、福祉のてびき、市ホームページ、窓口での案内等により周知・啓発する。 | — | 高齢介護室 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|--------|---------------------|------|----------|---|---|------|-------------------------------------|
| 145 | 9-(18) | 緊急時情報カードの普及 | ◎ | 障害福祉課 | 地震などの災害時に、障害者等が避難先で必要な支援等を適切に受けるために必要な情報を記入できる「緊急時情報カード」を作成し、身体、療育、精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）の利用者、難病及び介護認定を受けた高齢者への配布を促進する。 また、カードホルダーの機能を有するヘルプマークの配布及びその利用促進を図る。 | 緊急時情報カード及びヘルプマークの配布について、市ホームページ等で周知し、その利用を促進する。 | — | 高齢介護室 社会福祉協議会 |
| 146 | 9-(18) | 緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり | | 社会福祉協議会 | 緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。 | 昨年、施設、警察、校区福祉委員会が合同で実施した、かぎ預かり事業模擬訓練で出された意見や、これまでの取組における課題を整理するとともに、事業の拡大について検討する。 | — | 高齢介護室 障害福祉課 |
| 147 | 9-(18) | 市立保育所110番非常通報装置の設置 | ◎ | 保育課 | 市立保育所の防犯対策を強化するため、危機事象発生時に迅速・確実な対応が行えるよう、110番非常通報装置を設置する。 | より一層、防犯対策・安全対策の充実を図るため、各保育所に警察本部の110番指令室に直結する非常通報装置を設置し、突発的な危機事象発生時に迅速に警察官が保育所に急行できる体制を構築する。 | — | |
| 148 | 9-(18) | 空き家除却の促進 | | 都市計画室 | 市内全域の空き家調査を実施し、空き家等・老朽危険建築物等対策計画を策定する。 | 空き家の利活用、除却による課題等について、寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策協議会において検討する。 | — | |
| 149 | 9-(18) | 建築物の耐震化等に対する支援 | | まちづくり指導課 | 住宅・建築物の耐震診断費用、木造住宅の耐震改修費用に対する補助を行う。 | 市広報誌、市ホームページへの掲載、フォーラムの開催等を通じ、建築物の所有者等に補助制度の周知を行うことで、耐震化の促進を図る。 | — | |
| 150 | 9-(18) | 安全に通行・歩行できる道路の管理 | | 道路交通課 | 地域の安全・安心を高めるため、道路反射鏡及び街路灯の設置等を行い、交通安全施設の充実を図る。 | 地元自治会等からの要望に基づき、優先順位を的確に定め、交通安全設備の充実に取り組む。 | — | |
| 151 | 9-(18) | 通学路安全対策の実施 | | 学務課 | 児童が安全で安心して登下校できるよう、小学校の通学路の路側帯、横断歩道等の必要箇所にカラー舗装を行う。 | 道路管理者が市道以外（府道・国道等）である場合、カラー舗装の施工箇所の選定等に、関係各機関との十分な協議、調整が必要であるため、通学路安全対策検討委員会を通じ関係各機関との連携の下、施工箇所を決定する。 | — | 道路交通課 道路建設課 寝屋川警察署 枚方土木事務所 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|------------------|---------------------------------------|------|---------|--|--|------|-------|
| 152 | 9-(18) | 学校安全体制の推進 | | 青少年課 | <p>各小学校区において、PTA、自治会、防犯委員、青少年指導員等で「子どもの安全見守り隊」を組織し、登下校時の見守り活動を実施するとともに、地域の運転ボランティアによる青色防犯パトロールカーでの巡回を行い、地域の安全啓発の推進を図る。</p> <p>また、子どもたちがトラブルに巻き込まれた時、助けを求められるよう、地域の協力家庭等に「子ども110番の家」の旗を掲げてもらい、子どもたちを犯罪等から守る。</p> | <p>子どもの安全見守り隊への参加者の増加を目指すとともに、参加者に帽子や腕章の配布を行うなど、登下校時の児童の見守り活動の強化を図る。</p> <p>また、青色防犯パトロールカーの稼働率が校区により差異があるため、積極的な利用を促す。</p> | — | |
| 153 | 10-(19) | 地域ネットワーク会議、地域ケア会議の開催 | | 高齢介護室 | 地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。 | 他機関、医療、防犯、まちづくり関係など、幅広い職種との連携強化を検討する。 | — | |
| 154 | 1-(2) 10-(19) | 障害者スポーツ・レクリエーション大会、障害者ボウリング大会開催事業（再掲） | | 障害福祉課 | 障害者のスポーツを通じた社会参加を促進するとともに、障害者のスポーツ振興を図るために、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会（北河内7市（寝屋川市、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、守口市、門真市）で開催）への参加、障害者ボウリング大会を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成29年8月6日に障害者ボウリング大会をなわてボウルで実施。 平成29年10月21日に守口スポーツセンター（守口市民体育館）で開催された、京阪ブロック障害者スポーツ・レクリエーション大会に参加。 | — | |
| 155 | 10-(19) | 自立支援協議会等の開催 | | 障害福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 難病・医療的ケアのサブワーキングを立ち上げ、資源の開発や専門機関との連携を図る。 居住系サービス（グループホーム・短期入所）事業所連絡会を立ち上げ、地域の暮らしを支える支援者のネットワークの構築を進めます。 | 様々な障害福祉サービス等の資源の開発、関係機関等における情報共有や課題の検討を行うため、サービス支援事業者に対し自立支援協議会への参画を呼び掛けるとともに、各部会の計画的な運営、課題の明確化など、自立支援協議会事務局機能の充実を図る。 | — | |
| 156 | 10-(19) | “地域福祉のプラットホーム”としての機能の充実 | | 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、奇数月には、24の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う（年6回奇数月）。 組織構成会員及び役員・評議員を対象とした地域の福祉活動についての研修会を行う。 現代の社会情勢に応じた公民協働で行う住民主体の地域福祉活動を推進するとともに、「他人事」を「自分事」として考える地域づくりを進めるため、「地域福祉活動計画」を策定する。 | <p>社会福祉協議会は、地域福祉の推進を先導していく機関として、最新の福祉制度、サービス等の情報を、様々な視点から分かりやすく伝えるとともに、合意形成を図る話し合いの場づくりを行う必要がある。</p> <p>そのため、先駆的な市町村社協等の取組について情報収集するとともに、必要に応じて関係機関等と協議する。</p> | — | |

※ 新規充実の「○」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|---------|---------------|------|---------|---|--|------|---|
| 157 | 10-(20) | 地域福祉計画の推進 | | 福祉総務課 | 地域福祉計画を着実に推進するため、計画に基づく活動・事業の進捗管理等を行う地域福祉計画推進委員会の開催を始め、新たに、地域福祉連絡調整会議、福祉のまちづくりひろばの設置及び開催、事業進捗管理シートの更新を行う。 | 新たに設置した地域福祉連絡調整会議、福祉のまちづくりひろばで意見交換及び情報共有した内容について、地域福祉計画推進委員会で情報共有を図るなど、地域福祉計画を着実に推進する。 | — | 全所属 社会福祉協議会 |
| 158 | 10-(20) | 担い手のネットワークの充実 | | 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する（年3回）。 ・企業の社会貢献事業のコーディネートを行う。 ・寝屋川市障害者団体協議会とボランティア部会長会が協力して行う避難訓練を支援する。 ・市域で活動する社会福祉法人で構成する地域貢献委員会と社会福祉協議会が協力し、生活困窮者支援のネットワークづくりを推進する。 ・校区福祉委員長協議会、ボランティア部会長会等が行う地域福祉活動推進のための情報共有及び地域ニーズの把握並びにネットワークづくりを支援する。 ・地域包括ケアシステムの実現に向け、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等、関係機関とのネットワークづくりを推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育・民間企業など異なる分野とのネットワークづくりが必要なため、関係機関等と協議する。 ・スクールソーシャルワーカー、スマイルサポーターなど、他職種の社会福祉専門職についての調査を実施するとともに、連携についても検討する。 ・生活支援コーディネーターの配置状況の把握に努め、今後の協働の在り方について検討する。 | H29 | |
| 159 | 10-(20) | 地域福祉連絡調整会議の開催 | ◎ | 福祉総務課 | より一層、地域福祉の向上を図るため、福祉部門の関係課のみならず、危機管理、教育等に関わる関係課と庁内横断的に情報共有を図る、地域福祉連絡調整会議を設置及び開催する。 | 平成29年度の開催状況を踏まえ、より一層、地域福祉の向上に資するよう、意見、情報交換等を行うことで、第三次地域福祉計画に基づく・施策・事業の円滑かつ効果的な実施を図る。 | H29 | 人権文化課 市民活動振興室 危機管理室 産業振興室 健康推進室 保護課 高齢介護室 障害福祉課 こどもを守る課 子育て支援課 保育課 都市計画室 道路交通課 教育指導課 社会教育課 青少年課 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「—」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理一覧表

| 連番 | 計画区分 | 主な活動・事業 | 新規充実 | 担当所属 | 平成29年度の取組内容 | 取組に対する課題及びその対応策・取組方針 | 目標年度 | 関係所属等 |
|-----|---------|----------------|------|-------|---|--|------|--------------------|
| 160 | 10-(20) | 福祉のまちづくりひろばの開催 | ◎ | 福祉総務課 | <p>平成29年6月14日に地域協働協議会関係者会議において、福祉のまちづくりひろばに関する研修を実施。</p> <p>市民、団体等の福祉関係者等が、福祉に関する課題、取組状況等の情報共有、意見交換を行う、福祉のまちづくりひろばを設置し、第1回を平成29年8月19日に開催。第2回を11月18日に開催する。</p> | <p>福祉のまちづくりひろばについて、参加者の選定、在り方、実施結果の活用法等について検討する。</p> <p>平成29年度の開催状況を踏まえ、より一層、参加者の増加や市民への周知等を行うことで、地域における福祉課題及び当該課題への対応その他地域福祉の推進に関する協議の場としての充実を図る。</p> | H29 | 市民活動振興室 社会福祉協議会 |

※ 新規充実の「◎」は平成29年度からの新規の活動・事業、「○」は平成29年度から充実を図る活動・事業です。

※ 目標年度の「-」については、現在実施中のものです。

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | |
|--------|----------------------|--------|----------|------------|----------------------------------|-------------------------|
| 活動・事業名 | 「福祉のまちづくりひろば」の開催 | | | 先導的に取り組む事項 | 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実 | |
| 推進目標 | 「（仮称）福祉のまちづくりひろば」を設置 | 目標達成年度 | 平成 29 年度 | 重点的に取り組む事項 | 問題を解決する協議の場の設置 | |
| | | | | 担当課 | 福祉総務課 | 関係課等 市民活動振興室、社会福祉協議会 |

1 活動・事業の概要

より一層、地域福祉の向上を図るため、市民、団体、事業者等による情報共有、課題解決に向けた協議等を行う福祉のまちづくりひろばを開催する。また、地域協働協議会会員の福祉のまちづくりひろばへの参加依頼、地域協働協議会会員に向けた研修の実施等、地域協働協議会と連携して事業を推進する。

2 平成29年度の取組内容

平成29年6月14日に地域協働協議会関係者会議において、福祉のまちづくりひろばに関する研修を実施。
市民、団体等の福祉関係者等が、福祉に関する課題、取組状況等の情報共有、意見交換を行う、福祉のまちづくりひろばを設置し、第1回を平成29年8月19日を開催。第2回を11月18日に開催する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

福祉のまちづくりひろばについて、参加者の選定、在り方、実施結果の活用法等について検討する。
平成29年度の開催状況を踏まえ、より一層、参加者の増加や市民への周知等を行うことで、地域における福祉課題及び当該課題への対応その他地域福祉の推進に関する協議の場としての充実を図る。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 116 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 116 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|----------------------------------|--|--------|------------|----------------------------------|------|---------------|
| 活動・事業名 | 携帯端末用アプリケーションの構築・運用 | | | 先導的に取り組む事項 | 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実 | | |
| 推進目標 | 「メールねやがわ」やスマートフォンアプリを利用した情報配信の実施 | | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | | | |
| | | | | 担当課 | 広報広聴課 | 関係課等 | 情報化推進課、子育て支援課 |

1 活動・事業の概要

市民の市政への参画を推進するためには、市民が必要とする情報を分かりやすく提供する必要があることから、これまでの市広報誌や市ホームページを中心とした全市民を対象とした網羅的な行政情報・地域情報の発信に加え、若者を始め、市民が必要な情報を簡単に入手できるツールとして携帯端末用アプリケーションソフトを活用した情報発信を行う。

2 平成29年度の取組内容

- ・年度の早期に構築・運用事業者を選定及び契約し、11月までに構築する。
- ・10月下旬からプレ運用を開始し、11月下旬から本番運用を行う。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

発信する情報の収集方法や発信方法を、担当課と協議し、効率的な運用手法を検討する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 3,000 | 5,712 | 1,685 | 1,685 | 1,685 |
| うち市負担額 | 3,000 | 5,712 | 1,685 | 1,685 | 1,685 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | |
|--------|----------------------------------|--|------------|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 活動・事業名 | 子育てに関する携帯端末用アプリケーションの構築 | | | 先導的に取り組む事項 | 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実 | |
| 推進目標 | 「メールねやがわ」やスマートフォンアプリを利用した情報配信の実施 | | | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | |
| | | | 重点的に取り組む事項 | 多様なつながりをいかした情報伝達の推進 | | |
| | | | 担当課 | 子育て支援課 | 関係課等 | 情報化推進課、広報広聴課 |

1 活動・事業の概要

広報広聴課・情報化推進課が構築する携帯端末用アプリケーションの機能の一部として、未就学児とその保護者が利用できる施設、イベントの情報等を提供するとともに、平成30年度にオープン予定の（仮称）子育てリフレッシュ館で実施する一時預かり事業に利用する予約アプリの構築に対して情報提供を行う。

2 平成29年度の取組内容

携帯端末用アプリケーションの構築に向け市民の使いやすい内容となるよう、関係課である広報広聴課、情報化推進課に子育てに関する情報提供を行う。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

- ・（仮称）子育てリフレッシュ館で実施予定の一時預かり事業との連携を検討する。
- ・アプリに掲載する情報及びその掲載方法について検討する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | — | — | — | — | — |
| うち市負担額 | — | — | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | |
|------------|--------------------------------------|--------|---------|
| 活動・事業名 | コミュニティソーシャルワーカーの体制・機能の強化 | | |
| 推進目標 | コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を7人から12人に増員 | 目標達成年度 | 平成31年度 |
| | | | |
| 先導的に取り組む事項 | 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実 | | |
| 重点的に取り組む事項 | 推進役としてのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の体制・機能の強化 | | |
| 担当課 | 福祉総務課 | 関係課等 | 社会福祉協議会 |

1 活動・事業の概要

既存の制度等では対応が困難な課題などに、より効果的に対応するため、社会福祉協議会が配置しているコミュニティソーシャルワーカーを現状の7人から12人に増員する。

2 平成29年度の取組内容

援護を必要とする高齢者、障害者、子育て中の親などに、相談援助、必要なサービス等を行うため、社会福祉協議会に対しコミュニティソーシャルワーカー（CSW）7人に係る補助金を交付する。
また、第三次地域福祉計画に基づき、平成32年度までにCSWを12人体制（中学校区に1人配置）とするため調査・研究を行う。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

今後、第三次地域福祉計画等に基づき、CSWの体制・機能の強化を図るため、関連する事業の進捗状況及び社会福祉協議会への委託事業等の在り方を踏まえ、配置を行う時期等について調査・研究を行う。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|---------|---------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 125,174 | 127,962 | — | — | — |
| うち市負担額 | 85,974 | 88,762 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | |
|--------|---------------------------|--------|------|------------|-----------------------------|------|
| 活動・事業名 | 寝屋川高齢者サポートセンターへの支援 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | |
| 推進目標 | 様々な世代のニーズに対応する有償活動の仕組みづくり | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進 | |
| | | | | 担当課 | 社会福祉協議会 | 関係課等 |

1 活動・事業の概要

有償福祉活動を推進している「寝屋川高齢者サポートセンター」について、市内の関係機関・団体、介護保険事業所等で組織する運営協議会に参加し、市民への周知活動等への協力をを行う。

2 平成29年度の取組内容

有償福祉活動を推進している、寝屋川高齢者サポートセンターの周知を図るため、関係機関・団体、介護保険事業所等で組織する、寝屋川高齢者サポートセンター運営協議会への協力をを行う。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

寝屋川高齢者サポートセンター運営協議会に参加するとともに、市民への周知活動等への協力に取り組む。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|-----------------|--|--------|------------|-----------------------------|--------------------------|---|
| 活動・事業名 | 子育て応援リーダー活動 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | | |
| 推進目標 | 子育て応援リーダー活動等の推進 | | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 子どもや若い世代が受け手・担い手となる活動の推進 | |
| | | | | 担当課 | 子育て支援課 | 関係課等 | — |

1 活動・事業の概要

地域の人材を子育て応援リーダー（有償ボランティア）として育成・登録し、乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の補助を行う。

2 平成29年度の取組内容

子育て応援リーダーにより、各子育て家庭の状況や子どもの発達段階に応じた適切な支援を行う。
また、子育て応援リーダーの欠員を解消するため、新たな子育て応援リーダーを養成する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

- ・新たな子育て支援リーダーを養成する。
- ・研修等により、子育て応援リーダーの資質向上を図る。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 3,202 | 3,516 | 3,334 | 3,334 | 3,334 |
| うち市負担額 | 0 | 3,516 | 3,334 | 3,334 | 3,334 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|-----------------------|--------|------|------------|-------------------------------|------|---------|
| 活動・事業名 | 担い手を増やしていくための学習の機会の充実 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | | |
| 推進目標 | 生活支援・介護予防サービスの担い手づくり | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進 | | |
| | | | | 担当課 | 障害福祉課 | 関係課等 | 社会福祉協議会 |

1 活動・事業の概要

担い手を増すため、手話による社会参加支援を行う手話奉仕員養成講座や、文字通訳を行うパソコン要約筆記の講習会を実施する。

2 平成29年度の取組内容

- ・手話奉仕員養成講座（通訳コース）を実施する。
- ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

- ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）終了後、通訳を目指すための場として、通訳コースの講座を実施するとともに、講座受講者の手話サークルへの参加を促すなど、継続した学習の場を提供する。
- ・講座を委託する団体（要約筆記）が不足しているため、3市（寝屋川市、枚方市、交野市）合同での実施により、講師の確保を図る。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 1,120 | 924 | 924 | — | — |
| うち市負担額 | 280 | 231 | 231 | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | | | | |
|--------|-------------------------|--|--------|------------|-----------------------------|------|------------|-------------------------------|--|--|
| 活動・事業名 | 保育士バンク事業の実施 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | | | | | |
| 推進目標 | 生活支援・介護予防サービスの担い手づくりの実施 | | 目標達成年度 | 実施済み | | | 重点的に取り組む事項 | 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進 | | |
| | | | 担当課 | 保育課 | | 関係課等 | — | | | |

1 活動・事業の概要

地域の潜在保育士(保育士資格を持ちながら、結婚・子育て等の理由により現場を離れている人)が円滑に就業できるよう、研修を実施し、修了者を需要のある民間保育所等に紹介することなどにより、保育士確保による待機児童の解消を図る。

2 平成29年度の取組内容

- ・就業のための保育士研修を実施（4回）する。
- ・保育所現場における実習を実施する。
- ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

平成28年度（18人）のバンク登録者数が前年度（22人）より減少していることから、今年度からハローワーク枚方と連携・協力して保育士研修を実施するなど、研修内容の充実を図り、バンク登録者の増加に努める。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 86 | 86 | 86 | 86 | 86 |
| うち市負担額 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | | | | |
|--------|-----------------------------|--|--------|------------|-----------------------------|------|------------|-------------------------------|--|--|
| 活動・事業名 | 地域福祉活動や各種ボランティア活動の新たな担い手を養成 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | | | | | |
| 推進目標 | 生活支援・介護予防サービスの担い手づくりの実施 | | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | | | 重点的に取り組む事項 | 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進 | | |
| | | | 担当課 | 社会福祉協議会 | | 関係課等 | 障害福祉課 | | | |

1 活動・事業の概要

生活の中での様々な困りごとや福祉課題を、地域、ボランティア等により支え合う人材の養成を行う。

2 平成29年度の取組内容

- ・ボランティア講座の開催
国土交通大臣認定運転協力者講習会（年3回）／運転協力者現任研修会／ボランティア講座基礎Ⅰ／ボランティア講座基礎Ⅱ／ボランティア講座シニア編／災害ボランティアセンタースタッフ養成講座／傾聴基礎講座
- ・各校区福祉委員会活動において、研修や講座の実施
- ・まちかど福祉相談員養成研修の開催 など

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

- ・地域を支える担い手を増やし、生活の様々な困りごとを早期に発見する仕組みづくりや、福祉課題を抱える人の気持ちに寄り添うことが必要である。
- ・仕組みづくりや担い手づくりのための専門職が必要なため、必要な人員数の根拠、効果等を検証した上で、関係機関等と協議する。
- ・講座の企画、広報活動等の改善を図る。
(※将来的に、元気アップ介護予防サポーター活動の役割や機能を充実させるとともに、地域活動との連携を図る。)

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|-------------------------|--------|---------|------------|-------------------------------|--|--|
| 活動・事業名 | 社会福祉士実習生の受入れ | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | | |
| 推進目標 | 生活支援・介護予防サービスの担い手づくりの実施 | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進 | | |
| | | 担当課 | 社会福祉協議会 | 関係課等 | — | | |

1 活動・事業の概要

社会福祉士実習生の受入れ、相談援助、地域福祉活動等の実習プログラムを提供し、福祉専門職を育成する。

2 平成29年度の取組内容

社会福祉士実習生 3人の受入れを実施する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

実習指導者を養成するための講習会を受講し、社会福祉士実習の受入れ体制を強化するなど、実習生を受け入れる職場体制を整備する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 30 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|---------------|--|--------|------------|-----------------------------|----------------------|---|
| 活動・事業名 | 移動支援事業の実施 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | | |
| 推進目標 | 福祉有償運送サービスの推進 | | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進 | |
| | | | | 担当課 | 障害福祉課 | 関係課等 | — |

1 活動・事業の概要

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における社会参加や自立生活を促す。

(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動を支援する。)

利用者負担有 4,300円/月 非課税及び保護世帯 0円

2 平成29年度の取組内容

屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を促進する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

個々の状況を踏まえつつ、基準に基づき、適正な支給決定を行う。

また、要綱等に基づき、適切に事業を実施する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業費 | 152,326 | 166,125 | 166,125 | 166,125 | 166,125 |
| うち市負担額 | 38,081 | 41,531 | 41,531 | 41,531 | 41,531 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|---------------|--|--------|------------|-----------------------------|----------------------|---|
| 活動・事業名 | 買い物等外出促進事業 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | | |
| 推進目標 | 福祉有償運送サービスの推進 | | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進 | |
| | | | | 担当課 | 高齢介護室 | 関係課等 | — |

1 活動・事業の概要

環境上・身体上の問題で買物等が困難である人を、商店等への送迎により支援するため、介護予防や閉じこもり予防を推進する自治会の連合体等に対し、車両の貸与等を行う。

2 平成29年度の取組内容

買い物等が困難な人が発生していると認められる地域の自治会等に対し、事業の説明を行い、事業の実施体制を整える。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

自治会等実施団体からの相談に対応する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 5,010 | 2,408 | 2,408 | 2,408 | 2,408 |
| うち市負担額 | 5,010 | 2,408 | 2,408 | 2,408 | 2,408 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | |
|--------|---------------|--------|------|------------|-----------------------------|-----------------------|
| 活動・事業名 | 福祉有償運送サービスの推進 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | |
| 推進目標 | 福祉有償運送サービスの推進 | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進 | |
| | | | | 担当課 | 高齢介護室 | 関係課等 障害福祉課、社会福祉協議会 |

1 活動・事業の概要

地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。

2 平成29年度の取組内容

地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。

3 ②に対する課題及びその対応策・取組方針

事業の担い手である地域のボランティア活動者の高齢化が進み、担い手となる運転ボランティアが不足している。
担い手不足を解消するため積極的な募集PRを行うとともに、ボランティア養成研修の充実を図る。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 8,862 | 9,098 | 9,098 | 9,098 | 9,098 |
| うち市負担額 | 8,862 | 9,098 | 9,098 | 9,098 | 9,098 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | |
|--------|---------------|--------|------|------------|-----------------------------|-----------------------|
| 活動・事業名 | 福祉有償運送サービスの推進 | | | 先導的に取り組む事項 | 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進 | |
| 推進目標 | 福祉有償運送サービスの推進 | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進 | |
| | | | | 担当課 | 障害福祉課 | 関係課等 高齢介護室、社会福祉協議会 |

1 活動・事業の概要

地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。

2 平成29年度の取組内容

地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。

3 ②に対する課題及びその対応策・取組方針

事業の担い手である地域のボランティア活動者の高齢化が進み、担い手となる運転ボランティアが不足している。
担い手不足を解消するため積極的な募集PRを行うとともに、ボランティア養成研修の充実を図る。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 4,719 | 5,145 | 5,145 | 5,145 | 5,145 |
| うち市負担額 | 1,181 | 1,287 | 1,287 | 1,287 | 1,287 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | |
|--------|----------------------------|--------|----------|------------|---------------|--|
| 活動・事業名 | 避難行動要支援者名簿の同意率の向上 | | | 先導的に取り組む事項 | 災害時・緊急時の支援の充実 | |
| 推進目標 | 避難行動要支援者名簿の同意率を37%から50%へ上昇 | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | 重点的に取り組む事項 | 災害時の支援体制の充実 | |
| | | 担当課 | 危機管理室 | 関係課等 | 高齢介護室、障害福祉課 | |

1 活動・事業の概要

避難行動要支援者名簿の登録同意率を37パーセントから50パーセントに向上させ、自主防災組織等の見守り等を促進する。

2 平成29年度の取組内容

避難行動要支援者名簿への登録同意率の向上を図るため、避難行動要支援者等に周知・啓発する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

避難行動要支援者名簿への登録同意率の向上を図るため、高齢介護室、障害福祉課の窓口に「避難行動要支援者名簿登録のお願い」チラシを設置するとともに、名簿登録の同意書送付時にもチラシを添付する。

また、避難行動要支援者名簿の重要性を出前講座により避難行動要支援者等に周知・啓発する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 |
| うち市負担額 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|---------------------------|--------|----------|------------|---------------|--|--|
| 活動・事業名 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | | | 先導的に取り組む事項 | 災害時・緊急時の支援の充実 | | |
| 推進目標 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | 目標達成年度 | 平成 29 年度 | 重点的に取り組む事項 | 災害時の支援体制の充実 | | |
| | | 担当課 | 危機管理室 | 関係課等 | 福祉総務課、社会福祉協議会 | | |

1 活動・事業の概要

災害時にボランティアによる人材を効率よく応急・復旧事業に活用するため、社会福祉協議会と災害時のボランティアの窓口となるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書を締結し、災害時の支援体制を整備する。

2 平成29年度の取組内容

社会福祉協議会と締結した、災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書に基づき、活動に関する訓練等を含めた今後の取組について検討する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

ボランティアセンターの設置や活動に関する訓練等について、社会福祉協議会と協議・検討する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | |
|--------|---------------------------|--------|------|------------|---------------|---------------------|
| 活動・事業名 | 福祉避難所の整備 | | | 先導的に取り組む事項 | 災害時・緊急時の支援の充実 | |
| 推進目標 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 災害時の支援体制の充実 | |
| | | | | 担当課 | 高齢介護室 | 関係課等 危機管理室、障害福祉課 |

1 活動・事業の概要

災害時に支援を要する人に配慮した避難所等の整備を行う。

2 平成29年度の取組内容

市内特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結する（平成29年10月末時点で12か所と締結）。
引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

福祉避難所における支援者の確保、被災者をどの福祉避難所へ避難させるかの判断、多様なニーズを持つ被災者への対応等について、他市のマニュアル、東日本大震災、熊本地震等の事例を参考に、関係課、介護事業者等との連携の下、避難所運営マニュアルを整備する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|------------------------------|--------|------|------------|---------------|------|-------------|
| 活動・事業名 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくりの実施 | | | 先導的に取り組む事項 | 災害時・緊急時の支援の充実 | | |
| 推進目標 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 災害時の支援体制の充実 | | |
| | | | | 担当課 | 障害福祉課 | 関係課等 | 危機管理室、高齢介護室 |

1 活動・事業の概要

災害時に支援を要する人に配慮した避難所等の整備を行う。

2 平成29年度の取組内容

市内の障害者施設と福祉避難所の協定を締結する（平成29年10月末時点で13か所と締結）。
引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

福祉避難所における支援者の確保、被災者をどの福祉避難所へ避難させるかの判断、多様なニーズを持つ被災者への対応等について、他市のマニュアル、東日本大震災、熊本地震等の事例を参考に、関係課、障害福祉サービス事業者との連携の下、避難所運営マニュアルを整備する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|---------------------------|--------|----------|------------|-------------------------|--|--|
| 活動・事業名 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | | | 先導的に取り組む事項 | 災害時・緊急時の支援の充実 | | |
| 推進目標 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | 目標達成年度 | 平成 29 年度 | 重点的に取り組む事項 | 災害時の支援体制の充実 | | |
| | | 担当課 | 社会福祉協議会 | 関係課等 | 福祉総務課、危機管理室、高齢介護室、障害福祉課 | | |

1 活動・事業の概要

大規模災害の発生時には市・社協の協議の上、災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、市・社協連携の災害時の支援体制の在り方について協定を締結しており、災害時の災害ボランティアセンター設置・運営に関して必要な整備を図る。

2 平成29年度の取組内容

災害時の地域支援体制づくりについて危機管理室と協議する。
 災害ボランティアセンタースタッフ養成講座を継続して行う。
 災害ボランティアセンター設置運営訓練を市域で実施する。
 また、災害ボランティアセンタースタッフ登録者向けの広報誌を作成するなど、登録者の組織化に向けた検討を行う。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

災害ボランティア活動に関しては、活動の特殊性から、訓練、資機材の管理、操作手順の確認など、災害ボランティアセンターの体制構築に向けた取組を検討する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|---------------------------|--------|---------|------------|---------------|--|--|
| 活動・事業名 | 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業 | | | 先導的に取り組む事項 | 災害時・緊急時の支援の充実 | | |
| 推進目標 | 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 災害時の支援体制の充実 | | |
| | | 担当課 | 社会福祉協議会 | 関係課等 | — | | |

1 活動・事業の概要

緊急対応時を想定し、地域の見守り活動において異変に気づいた際の対応方法、施設での鍵の受渡し等の模擬訓練を実施する。
また、模擬訓練を通じて、校区福祉委員や施設職員、関係者が対応の手順、方法等について共に確認を行い、見守りネットワークの充実を図る。

2 平成29年度の取組内容

緊急時安否確認（かぎ預かり）事業において、緊急時の連絡や対応方法について模擬訓練を市域で実施する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

緊急時に要援護者を適切に保護するため、緊急時安否確認（かぎ預かり）事業協力施設と校区福祉委員会との合同会議及び各校区福祉委員会の会議において、事業の目的の確認、意見交換を行い、事業の対象拡大の検討等の課題整理を行う。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|--------------------------|--------|----------|------------|---------------|--|--|
| 活動・事業名 | 地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練 | | | 先導的に取り組む事項 | 災害時・緊急時の支援の充実 | | |
| 推進目標 | 地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練 | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | 重点的に取り組む事項 | 災害時の支援体制の充実 | | |
| | | 担当課 | 危機管理室 | 関係課等 | — | | |

1 活動・事業の概要

校区地域協働協議会（防災に関する部会）において、避難所開設・運営マニュアルの作成し、マニュアルに基づいた避難訓練を実施するなど、地域の実情に応じた災害時の避難所開設・運営に取り組む。

2 平成29年度の取組内容

避難所開設・運営マニュアル未作成の校区地域協働協議会（防災に関する部会）に対し、マニュアルを作成するよう促す（平成29年3月末時点で14小学校区で作成済み。）。
また、マニュアル作成済みの校区地域協働協議会に対し、マニュアルに沿った避難訓練等の実施を支援する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

避難所開設・運営マニュアル未作成の校区地域協働協議会に対しては、作成に係る課題等を把握し、作成に向けた支援を行う。
また、マニュアル作成済みの校区地域協働協議会への、効率的かつ効果的な避難所開設訓練の実施方法を検討する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 371 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 371 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|--------------------------|--------|------|------------|------------------------|--|--|
| 活動・事業名 | 生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施 | | | 先導的に取り組む事項 | 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 | | |
| 推進目標 | 生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施 | 目標達成年度 | 実施済み | 重点的に取り組む事項 | 様々な資源をいかした自立支援の推進 | | |
| | | 担当課 | 保護課 | 関係課等 | こどもを守る課、青少年課、社会福祉協議会 | | |

1 活動・事業の概要

生活困窮世帯の子どもに対して、基礎的学力及び学習習慣を身に付けるための学習支援事業を実施する。

2 平成29年度の取組内容

青少年の居場所（市内2か所）の自習室を活用し、生活困窮世帯の中学校3年生の希望者を対象に、学習支援を週1回実施する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

学習習慣の定着には、子どもへの地道な働きかけと同時に家庭への支援が重要なことも多く、両者のバランスを見ながら支援を行う。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 4,281 | 3,164 | 3,164 | 3,164 | 3,164 |
| うち市負担額 | 2,141 | 1,583 | 1,583 | 1,583 | 1,583 |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|------------------|--------|----------|------------|------------------------|--|--|
| 活動・事業名 | 地域生活支援拠点等の整備 | | | 先導的に取り組む事項 | 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 | | |
| 推進目標 | 障害者の地域生活支援拠点等の整備 | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | 重点的に取り組む事項 | 住まいの確保への支援の充実 | | |
| | | 担当課 | 障害福祉課 | 関係課等 | — | | |

1 活動・事業の概要

障害（児）者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進する。

2 平成29年度の取組内容

- ・地域生活支援拠点等プロジェクト会議において検討した、市地域生活支援拠点システムを構築する。
- ・重点課題の整理及び平成29年度の取組を実施する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

増設した相談支援事業所を含めて相談支援体制を再構築するとともに、「宿泊体験」等の仕組みを具体化する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | |
|--------|----------------|--|--------|------------|-------------|---------------------|--|
| 活動・事業名 | 成年後見制度法人後見支援事業 | | | 先導的に取り組む事項 | 権利擁護システムの推進 | | |
| 推進目標 | 法人後見実施主体の設立支援 | | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | 重点的に取り組む事項 | 後見的支援、日常生活支援等の体制の充実 | |
| | | | 担当課 | 障害福祉課 | 関係課等 | 福祉総務課、高齢介護室 | |

1 活動・事業の概要

成年後見制度法人後見支援事業については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業における必須事業であり、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

現状としては、判断能力が十分でない人の財産管理及び身上監護を支援する成年後見人の数が十分ではなく、後見人選定に時間が掛かる実態がある。

2 平成29年度の取組内容

成年後見制度について、利用実態の現状やニーズを把握・分析し、実施について検討する。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

成年後見制度の利用、地域のニーズ等の実態把握を行う。

また、法人後見について理解の促進に努め、法人後見を推進するための検討会議の実施及び法人後見の活動を実施するための組織体制を構築する。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次地域福祉計画の活動・事業進捗管理シート（先導的取組事項）

| | | | | | | | | |
|--------|-----------|--|------------|---------------------|-------------|-------|--|--|
| 活動・事業名 | 市民後見人の養成 | | | 先導的に取り組む事項 | 権利擁護システムの推進 | | | |
| 推進目標 | 市民後見人等の養成 | | 目標達成年度 | 平成 32 年度 | | | | |
| | | | 重点的に取り組む事項 | 後見的支援、日常生活支援等の体制の充実 | | | | |
| | | | 担当課 | 高齢介護室 | 関係課等 | 障害福祉課 | | |

1 活動・事業の概要

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症などにより判断能力が十分でない人の生活を支援するため、市民後見人等の養成を含めた権利擁護体制の充実に向けた検討を行う。

2 平成29年度の取組内容

成年後見制度の市長申立て及び地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護体制の充実に向け、他市における体制の把握を行う。

3 2に対する課題及びその対応策・取組方針

他市の状況等の把握を行う。

4 事業費及び財源内訳の計画内容

(単位：千円)

| | H28予算 | H29予算 | H30予算 | H31予算 | H32予算 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業費 | 0 | 0 | — | — | — |
| うち市負担額 | 0 | 0 | — | — | — |

※ 平成30年度以降は見込み

第三次寝屋川市地域福祉計画 活動・事業進捗管理

寝屋川市福祉部福祉総務課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号

T E L 072-824-1181 (代表)

F A X 072-838-9800

U R L http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/fukushi/fukushisomuka/chii_kifukushi_kekaku/minnagatunagaru_tii_kihukushipan/dai3jiti_iki_hukushi_keikakushinchokukanri.html

E-mail fukushi@city.neyagawa.osaka.jp